

第2次阿蘇市地域福祉計画 (素案)



平成25年1月

阿蘇市

目次

第1部 阿蘇市地域福祉計画	1
第1章 計画の概要	3
1 地域福祉とは	3
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の基本理念	6
6 計画の基本目標	7
7 計画の体系	8
8 計画の策定体制	9
第2章 阿蘇市の状況	11
1 人口及び世帯数の推移	11
2 高齢者人口の推移	12
3 年少者人口の推移	13
4 要介護認定者の状況	14
5 障がい者の状況	15
6 保育所入所者の推移	16
7 小中学校児童の状況	16
8 被保護世帯、人員の推移	16
9 地域活動での課題	17
10 事業者からみた地域福祉の課題	20
第3章 基本目標ごとの取り組み	28
基本目標1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり	28
1 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	28
2 交流・ふれあいの促進	31
3 地域における支え合いのしくみの構築	33
4 心のバリアフリー・多様性の理解の促進	37
5 ボランティア活動の促進	40
6 子育て家庭への支援	42

目次

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	45
1 きめ細かな相談支援体制づくり	45
2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり	49
基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり	52
1 地域ぐるみで健康づくり	52
2 介護予防の推進	54
3 生きがい活動の促進	56
基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	58
1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	58
2 地域ぐるみで防犯活動	60
3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	62
第4章 計画の実現のために	64
1 計画実現に関する提案(事業者アンケートより)	64
2 計画実現のための役割と取り組み	67

目次

第2部 阿蘇市災害時要援護者避難支援計画	70
第1章 計画の趣旨	71
1 計画の目的	71
2 情報の共有	72
3 計画の対象となる災害時要援護者	72
第2章 災害予防対策(平常時の対策)	73
1 災害時要援護者支援班	73
2 避難準備情報	73
3 災害時要援護者避難対策会議	73
4 対象者(災害時要援護者)の把握	74
5 災害時要援護者支援対策に関する市民への理解の促進	74
第3章 災害時要援護者避難支援計画(個別計画)	75
1 避難支援計画(個別計画)の策定	75
第4章 災害応急対策(発災時の対策)	77
1 情報伝達	77
2 避難誘導	77
3 安否確認	77
第5章 避難所	78
1 避難所の整備	78
2 物資の備蓄・受入・保管	78
3 情報伝達体制の確保	78
4 生活支援	79
5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者への支援	79

目次

第6章 災害時要援護者自身の備え	80
1 隣近所や各種団体との連携	80
2 必要な支援内容の伝達	80
3 避難経路の確認	80
4 非常用持ち出し品などの準備	80
5 外出時の備え・家屋の安全対策	81
災害時における対応イメージ	82
避難支援計画の策定手順	83
避難支援個別計画兼同意書	84

第 1 部 阿蘇市地域福祉計画

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域で人々が安心して暮らせるよう地域住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、行政などがお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されています。

2 計画策定の趣旨

平均寿命の伸びや出生率の低下により、我が国の少子高齢化は急速に進んでいます。私たちが暮らしている地域でも、少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や生活様式が多様化する中、住民同士のつながりが希薄になるなど、地域生活を取り巻く状況が大きく変化しています。

社会情勢が大きく変化する中で、高齢者を介護する人の負担や障がいのある人の将来の不安など地域には様々な課題が存在します。

私たちを取り巻くこれらの課題は、まずは個人や家族で解決し、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し、地域で解決できない問題は行政が解決する仕組みを地域で作りに上げていくことが必要とされています。

日常の生活の中で、手助けを必要とする人に、きめ細かい支援をしていくためには、行政などの公的機関や、地域住民、地域福祉団体、ボランティア団体、

事業所などがそれぞれの特性を活かし、地域の住民と行政が協働しながら、すべての市民が生涯を通していきいきと暮らせる仕組みづくりが必要であり、この仕組みこそが「地域福祉」であるといえます。

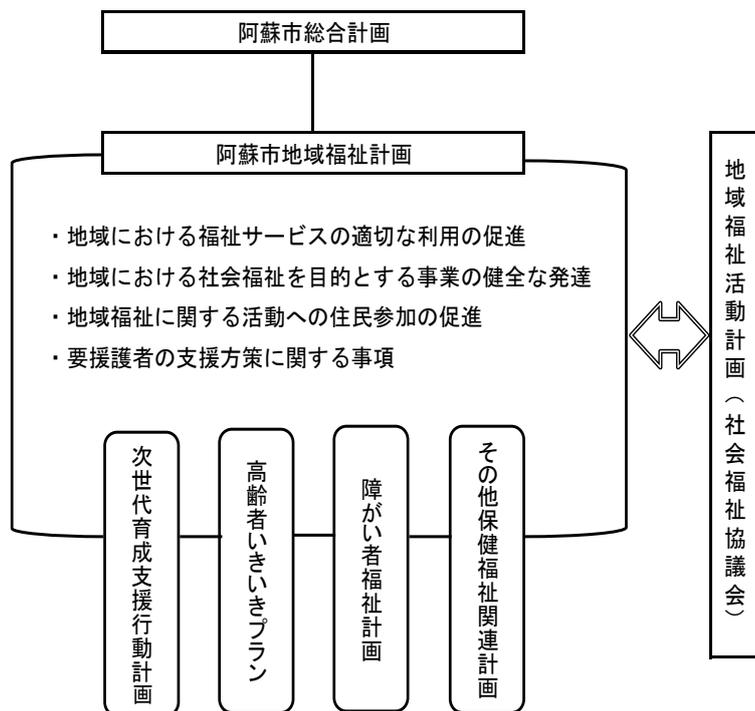
阿蘇市では、阿蘇市総合計画のもとに「高齢者いきいきプラン」、「次世代育成支援行動計画」、「障がい者福祉計画」その他の保健、福祉分野における個別計画を策定し、その目標達成に向けて取り組んでまいりましたが、これらの計画の共通する理念を相互に関連付け、地域の福祉を向上させるために、平成20年3月に「阿蘇市地域福祉計画」を策定しました。「第2次阿蘇市地域福祉計画」は、第1次計画の理念などを継承するとともに、社会環境の変化や地域の実情に合わせて見直しを行ったもので、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわっていくための指針となるべき計画です。

3 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるとともに、「阿蘇市総合計画」を上位計画として、この中の福祉の充実に向けた施策について具体化を図るための指針となるものです。

また、個別計画である「高齢者いきいきプラン」、「次世代育成支援行動計画」、「障がい者福祉計画」その他の保健、福祉分野における個別計画との中間に位置し、地域福祉を推進する上での共通理念を定めるとともに、「地域」の視点に立った総合的な取組を推進するための計画です。

■総合計画、個別計画の位置付け



【社会福祉法抜粋】

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の期間

「阿蘇市地域福祉計画」は、平成20年3月に5ヶ年計画として策定されましたが、この間の社会情勢や地域社会の変化に合わせて、第1次計画における基本的部分を継承しながら、さらに、新たな視点による項目の追加、事業の展開を図るなど、第2次計画として見直しを図りました。

計画期間は、平成25年度からの6年間としますが、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の基本理念

みんなで作る

共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇

住み慣れた地域で安心と安らぎを持って暮らすことは多くの市民の願いです。

地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えた人がいたとしても、その人を社会的に排除するのではなく、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

この計画では、第1次阿蘇市地域福祉計画で掲げた「共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」の基本理念を継承し、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、理念の実現を目指します。

6 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、第1次阿蘇市地域福祉計画で掲げた4つの基本目標に沿った施策や取組みを展開します。

【基本目標1】

支え合い・ふれあいのあるまちづくり

【基本目標2】

利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

【基本目標3】

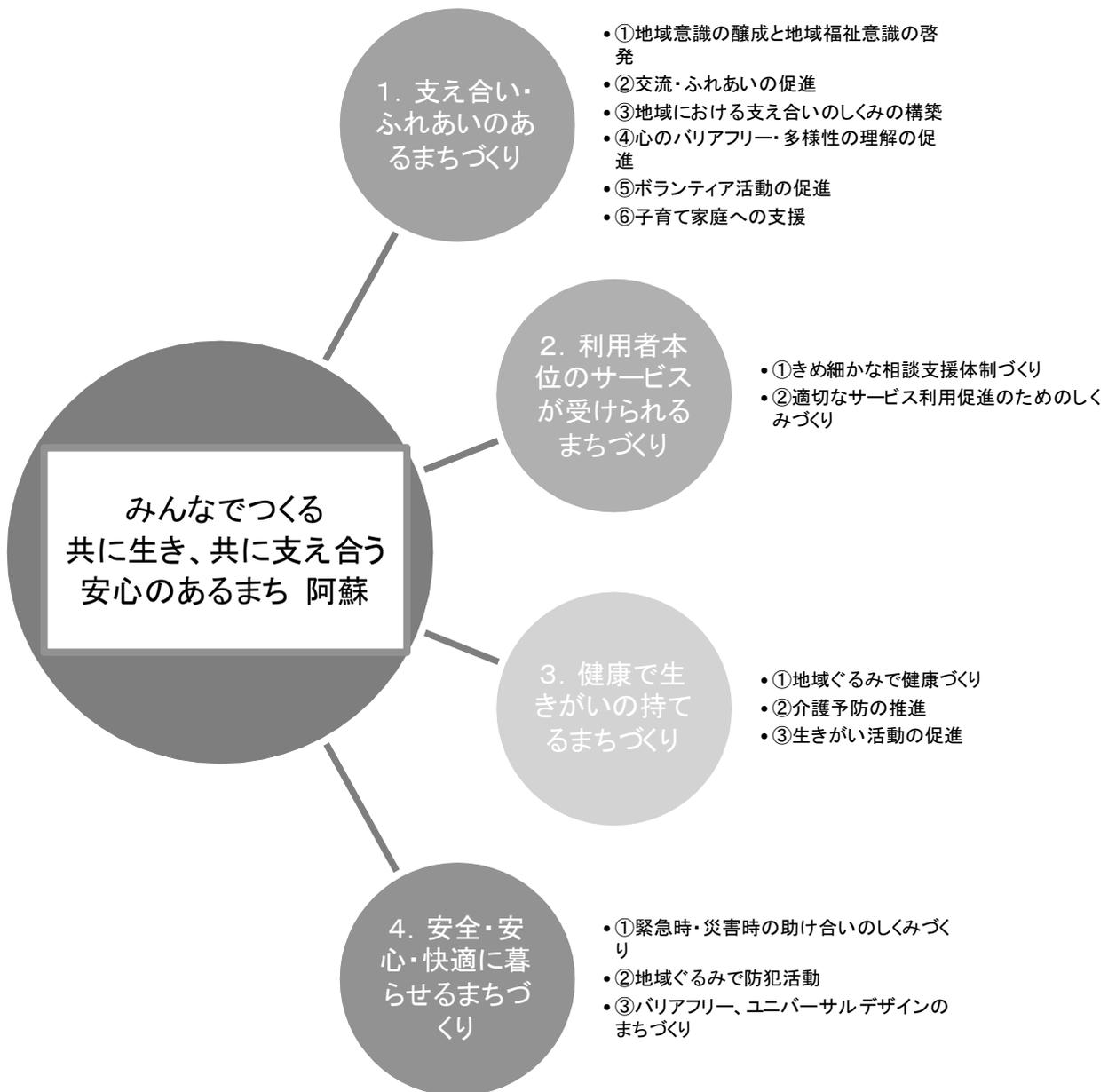
健康で生きがいの持てるまちづくり

【基本目標4】

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

7 計画の体系

4つの基本目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定しました。第3章において、各基本目標に対応した現状と課題及び今後の取り組みを示します。



8 計画の策定体制

(1)阿蘇市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「阿蘇市地域福祉計画策定委員会」(以下、策定委員会という。)を設置し、審議しました。

(2)地区福祉力アンケートの実施

①調査目的

本計画を策定する際の基礎資料を得るために、阿蘇市内の地区別※の福祉力を量的な観点から把握するアンケートを実施しました。

※地区は以下の通りです。

- 旧一の宮町…宮地、坂梨、古城、中通
- 旧阿蘇町…内牧、山田、黒川、永水、尾ヶ石
- 旧波野村…波野

②調査課題と調査項目

下記の調査項目について市内の各地区別に把握するとともに、他地区との比較による地区ごとの特徴や強み、改善点を把握しました。

- 1) 地区の組織力、2) 地区のネットワーク力、3) 地区での専門機関との連携状況、4) 地区の広報・情報提供力、5) 地区の活動状況、6) 地区の住民意識

③調査対象と有効回答

市内に居住する20歳以上の男女940人から有効回答を得ました。

④調査期間

平成24年5月1日～10月31日

(3)事業所アンケートの実施

①調査目的

本計画を策定する際の基礎資料を得るために、阿蘇市内の地域福祉関係の事業所における現状と課題を把握しました。

②調査課題と調査項目

1)現状と課題

事業所の運営状況、現状の活動での問題点や課題、利用者やその家族が心配していること、利用者や家族の要望や相談の内容、事業所と連携・協働関係にある機関と今後の意向、事業所の取り組み内容

2)今後の取り組みや市への要望

地域福祉推進を目的とした提案、事業所の今後の取り組み、市に対する要望や意見等

③調査対象

医療及び介護関係 27 事業所、障がい者関係 11 事業所、幼稚園・保育園関係 10 事業所

④調査期間

平成 24 年 6 月 1 日～7 月 31 日

第2章 阿蘇市の状況

1 人口及び世帯数の推移

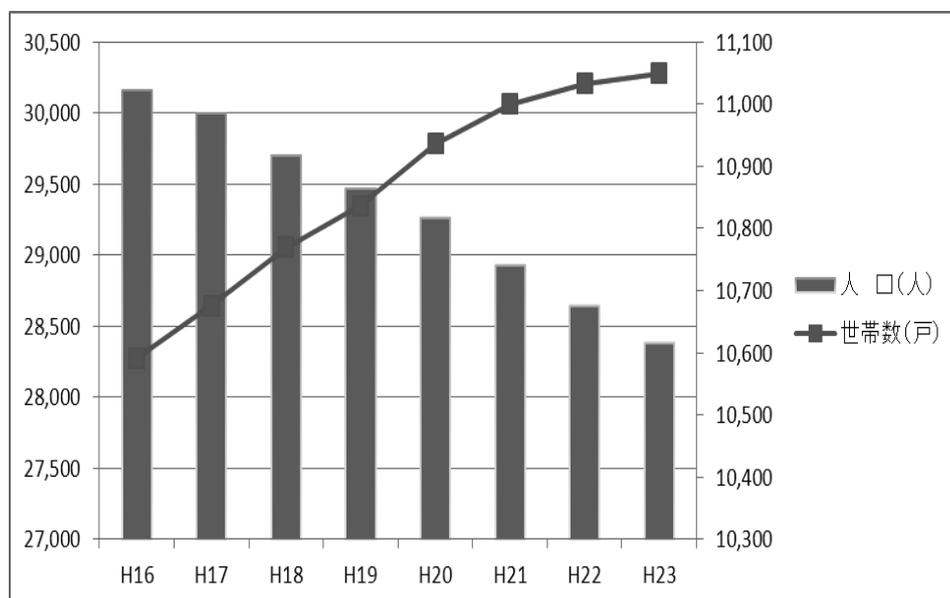
本市の総人口は、合併した平成17年当初は、30,164人でしたが、年々減少し続け、平成23年度末には、28,384人となっています。一方、世帯数は、合併当初は10,591世帯でしたが、年々増加し続け、平成23年度末には、11,049世帯となっています。

このような傾向から、世帯の分離や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

(単位:人・戸)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	30,164	30,003	29,712	29,477	29,264	28,931	28,647	28,384
世帯数	10,591	10,676	10,769	10,836	10,936	11,000	11,033	11,049

平成17年度のみ10月1日現在。他は各年度末(3月31日現在)



2 高齢者人口の推移

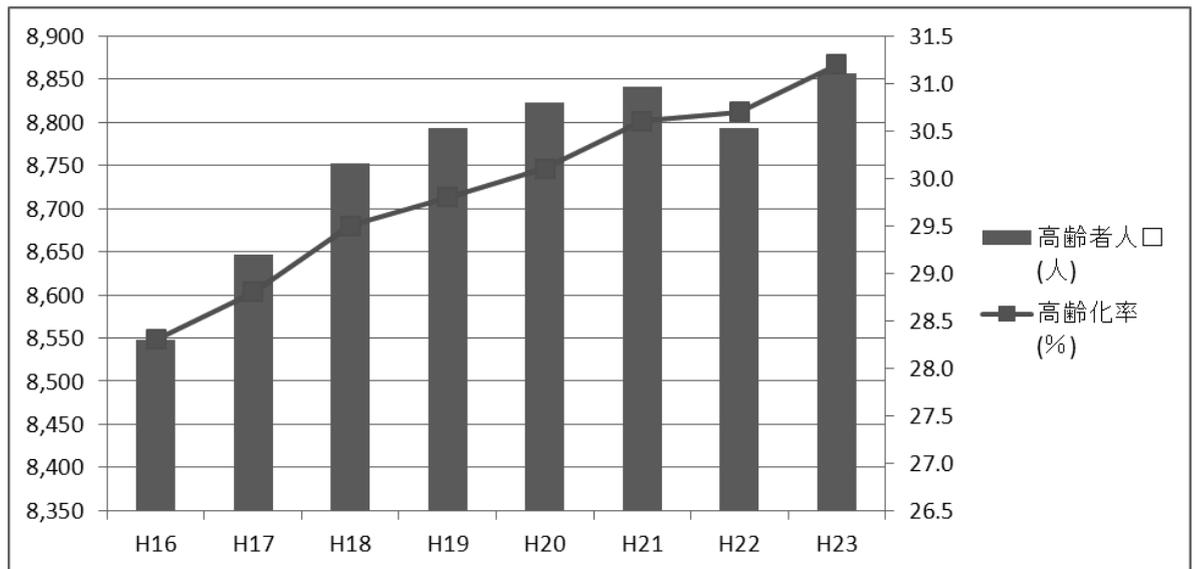
人口は、全体的に減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。平成16年度は、8,548人であった高齢者人口は、平成23年度末には、8,857人となり、309人増加しています。また、高齢者の割合も平成16年度は、28.3%でしたが、平成23年度末は31.2%と2.9%増加しており、約3人に1人が高齢者となっています。

このような状況から、今後も、さらに高齢化が進んでいくことが予想されます。

(単位:人・%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
高齢者人口	8,548	8,647	8,752	8,793	8,823	8,841	8,793	8,857
高齢化率	28	29	30	30	30	31	31	31

平成17年度のみ10月1日現在。他は各年度末(3月31日現在)



3 年少者人口の推移

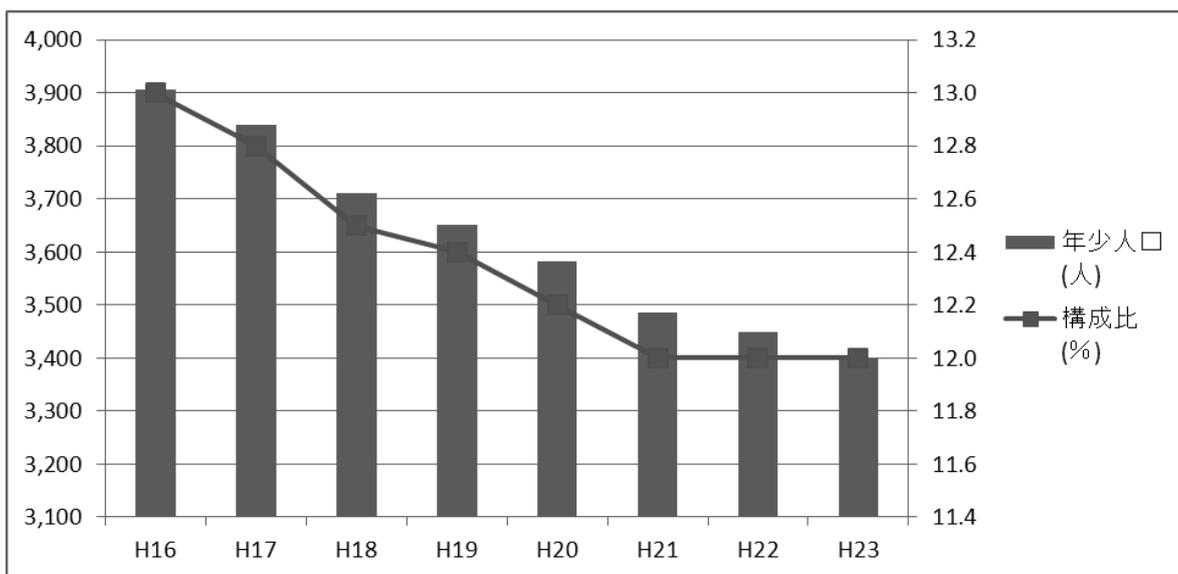
高齢者人口は増加傾向にありますが、15歳未満の年少人口は減少しています。平成16年度は、3,907人であった年少人口は、平成23年度末には、3,400人となり、507人減少しています。また、年少人口の割合も平成16年度は、13.0%でしたが、平成23年度末は12.0%と1.0%減少しており、少子化が顕著となっています。

このような状況から、今後も、さらに少子化が進んでいくことが予想されます。

(単位:人・%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年少人口	3,907	3,839	3,710	3,652	3,583	3,486	3,449	3,400
構成比	13	13	13	12	12	12	12	12

平成17年度のみ10月1日現在。他は各年度末(3月31日現在)



4 要介護認定者の状況

要介護(支援)認定者数の推移をみると、高齢者数の増加や制度の普及に伴い、平成18年度の1,619人から平成23年度の1,756人と5年間で137人増加しています。

認定率についても、認定者数とともに上昇しており、平成23年度には、19.8%と平成18年度と比較しても1.4%上昇しています。

このような状況から、今後もさらに要介護認定者数・率ともに上昇していくことが予想されます。

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
高齢者数	8,752	8,793	8,823	8,841	8,793	8,857
要介護認定率	18.4	18.1	18.6	19.2	19.4	19.8
合計	1,619	1,590	1,639	1,701	1,703	1,756
要支援	533	495	507	530	531	485
要支援1	235	191	211	245	251	241
要支援2	298	304	296	285	280	244
要介護	1,086	1,095	1,132	1,171	1,172	1,271
要介護1	326	326	353	362	363	389
要介護2	263	244	260	274	280	303
要介護3	210	247	230	225	218	234
要介護4	165	170	182	194	184	209
要介護5	122	108	107	116	127	136

5 障がい者の状況

阿蘇市の障がい者数は、平成23年度末は、2,583人です。平成16年度と比較すると194人増加しています。

障がいの種別別にみると、身体障がい者が最も多く全体の約8割を占めています。障がい者数は、3障がいとも増加傾向にあります。

このような状況から、今後もさらに障がい者は増加していくことが予想されます。

身体障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1 級	532	560	574	558	560	564	555	550
2 級	338	337	341	335	342	324	312	312
3 級	320	327	315	341	349	348	365	360
4 級	557	555	586	585	580	581	619	643
5 級	156	157	142	138	137	138	128	124
6 級	132	128	126	121	123	114	111	113
合 計	2,035	2,064	2,084	2,078	2,091	2,069	2,090	2,102

各年度末 (3月31日現在)

療育(知的障害者福祉)手帳所持者の推移

(単位:人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
A 1	52	52	52	51	55	56	55	55
A 2	51	52	54	55	58	64	63	65
B 1	81	89	89	93	99	100	103	104
B 2	41	52	56	57	51	61	66	76
合 計	225	245	251	256	263	281	287	300

各年度末 (3月31日現在)

精神障害者福祉手帳所持者の推移

(単位:人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1 級	72	71	73	66	68	72	73	69
2 級	55	72	78	84	101	100	111	108
3 級	2	2	3	3	5	7	5	4
合 計	129	145	154	153	174	179	189	181

6 保育所入所者の推移

保育所入所者数については、通年を通して横ばいですが、幼稚園の入園者数については、減少傾向にあります。このことから、核家族化の進展により、保育時間が長く、低年齢児の受け入れが可能な保育園を希望する保護者が多いことがうかがえます。

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
保育所入所者数	792	820	841	814	804	815	817	824
幼稚園入園者数	180	182	172	168	150	147	134	125
合計	972	1,002	1,013	982	954	962	951	949

保育所入所者数については、各年度4月1日現在
幼稚園入園者数については、各年度5月1日現在

7 小中学校児童の状況

平成16年度に2,557人であった児童数は、平成23年度には、2,198人と359人減少しています。8年前と比較すると14.0%減少していることなり、急激に少子化が進んでいます。

このような状況から今後も少子化が加速していくことが予想されます。

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	1,606	1,589	1,531	1,495	1,541	1,537	1,518	1,469
中学校	951	916	898	872	811	764	713	729
合計	2,557	2,505	2,429	2,367	2,352	2,301	2,231	2,198

各年度5月1日現在

8 被保護世帯、人員の推移

バブル経済の崩壊による景気低迷のため、被保護世帯は平成7年から全国的に増加に転じています。阿蘇地域においても同様に増加傾向にあり、阿蘇市誕生以降も微増傾向を続けています。平成20年のリーマンショック後のさらなる不況を受け、被保護世帯は平成21年から大幅な増加傾向に転じています。

高齢化、障がい、疾病、精神疾患などを要因とする保護受給が大半を占め

ますが、DVや刑務所出所後などによる困窮が原因となるケースも見られ、要因の多様化が進んでいます。

このような状況から、今後もさらに保護世帯・率ともに増加していくことが予想されます。

(単位：世帯・人・%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被保護世帯	94	100	108	100	109	121	140	144
人 員	111	118	129	125	131	147	173	175
保 護 率	4	4	4	4	5	5	6	6

保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は各年度末（3月31日現在）

9 地域活動での課題

人口減少が続く中、一人暮らし、高齢者、障がい者、被保護者の増加が顕著になってきています。本計画で掲げる「共に生き、共に支え合う 安心のまち阿蘇」の基本理念の実現は、喫緊の課題となっており、今後は行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりとその実践手段である地域活動の重要性がさらに重要になってきています。

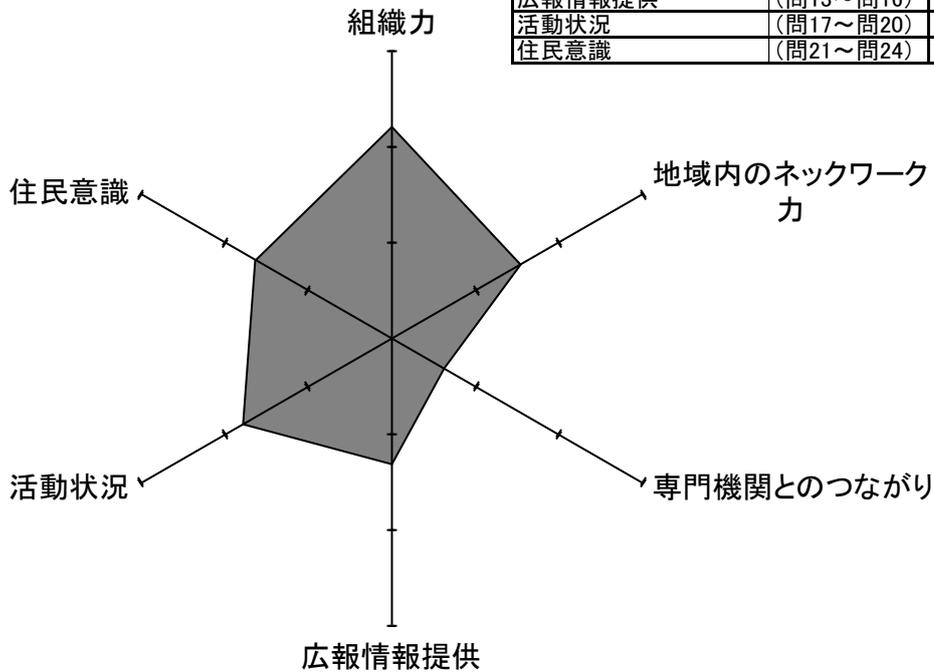
このため「福祉力アンケート」では、地区別の福祉力の現状把握に努めました。その結果を積み上げた市全体での地域活動での課題は、以下の通りとなっています。

(1) 市全体での地域活動での課題

組織力や活動、住民意識、地区内のネットワークは比較的高得点となっていますが、専門機関とのつながりや広報・情報提供が比較的弱くなっています。

比較的弱い分野は、行政や社会福祉事業者と地域活動の連携に関わることであり、本計画ではこれらの課題を解消していくための取り組みが必要であることが示唆されています。

指標	設問番号	回答者全体の平均得点
総合得点	(問1～問24)	66.20
組織力	(問1～問4)	12.42
地域内のネットワーク力	(問5～問8)	11.09
専門機関とのつながり	(問9～問12)	9.26
広報情報提供	(問13～問16)	10.62
活動状況	(問17～問20)	11.58
住民意識	(問21～問24)	11.24



(2)24 指標別にみた地域活動での課題

専門機関とのつながりのほか、要援護者に対する災害時の対応や漏れのない情報伝達仕組み、高齢者以外の福祉課題(子育てや障がい者等)についての情報と配慮の共有化、地域福祉活動に関心を持ってもらうための啓発活動などが課題として示唆されています。

組織力	合計	高評価				低評価	わからない	無回答
		4点	3点	2点	1点	0点		
問1 地域の人びとの福祉活動への参加	940 100.0	341 36.3	423 45.0	65 6.9	17 1.8	91 9.7	3 0.3	
問2 福祉活動を行う場所の確保と活用	940 100.0	623 66.3	65 6.9	140 14.9	30 3.2	78 8.3	4 0.4	
問3 福祉問題の検討や推進する活動	940 100.0	339 36.1	372 39.6	107 11.4	24 2.6	95 10.1	3 0.3	
問4 地域福祉の財源である共同募金活動	940 100.0	577 61.4	215 22.9	50 5.3	21 2.2	73 7.8	4 0.4	

地域内のネットワーク力	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問5 地域活動への多世代からの参加	940 100.0	399 42.4	276 29.4	159 16.9	34 3.6	71 7.6	1 0.1	
問6 近隣の高齢者を支える人のつながり	940 100.0	562 59.8	258 27.4	56 6.0	12 1.3	50 5.3	2 0.2	
問7 災害など緊急時の要援護者への対応	940 100.0	299 31.8	232 24.7	208 22.1	66 7.0	127 13.5	8 0.9	
問8 高齢者以外の福祉課題等についての話し合う機会	940 100.0	95 10.1	416 44.3	220 23.4	71 7.6	130 13.8	8 0.9	

専門機関とのつながり	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問9 福祉課題を相談できる機関の認知度	940 100.0	154 16.4	491 52.2	185 19.7	61 6.5	44 4.7	5 0.5	
問10 地域活動の中での専門機関との交流	940 100.0	68 7.2	414 44.0	214 22.8	59 6.3	175 18.6	10 1.1	
問11 専門機関との十分な連携	940 100.0	125 13.3	346 36.8	207 22.0	69 7.3	190 20.2	3 0.3	
問12 民生委員・児童委員や福祉協力委員との相談頻度	940 100.0	111 11.8	497 52.9	125 13.3	68 7.2	134 14.3	5 0.5	

広報及び情報提供	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問13 地域での広報活動に対する満足度	940 100.0	305 32.4	457 48.6	72 7.7	27 2.9	76 8.1	3 0.3	
問14 地域での福祉に関する研修会、学習会、懇談会等の開催	940 100.0	430 45.7	292 31.1	37 3.9	59 6.3	116 12.3	6 0.6	
問15 福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い	940 100.0	113 12.0	499 53.1	122 13.0	52 5.5	151 16.1	3 0.3	
問16 住民同士の福祉課題の共有化	940 100.0	123 13.1	494 52.6	144 15.3	44 4.7	132 14.0	3 0.3	

活動状況	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問17 多世代が集う行事の開催頻度	940 100.0	394 41.9	404 43.0	50 5.3	42 4.5	47 5.0	3 0.3	
問18 地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮	940 100.0	209 22.2	458 48.7	103 11.0	24 2.6	138 14.7	8 0.9	
問19 一人暮らし高齢者等が集まる機会	940 100.0	525 55.9	279 29.7	36 3.8	14 1.5	84 8.9	2 0.2	
問20 地域の福祉活動に参加している人の度合い	940 100.0	206 21.9	425 45.2	196 20.9	16 1.7	96 10.2	1 0.1	

住民意識	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問21 地域福祉活動に対する満足度	940 100.0	163 17.3	514 54.7	103 11.0	25 2.7	133 14.1	2 0.2	
問22 困っている場合に助け合う雰囲気	940 100.0	353 37.6	458 48.7	53 5.6	14 1.5	60 6.4	2 0.2	
問23 地域福祉活動に情熱や関心を持っている人の割合	940 100.0	152 16.2	483 51.4	119 12.7	59 6.3	123 13.1	4 0.4	
問24 地域福祉活動への参加意向	940 100.0	332 35.3	453 48.2	95 10.1	11 1.2	46 4.9	3 0.3	

10 事業者からみた地域福祉の課題

社会福祉法で定める地域福祉の推進に関する事項のうち、特に(1)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(2)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項に留意して、課題を整理しました。

(1)医療・介護関係事業所から

①人材確保が課題

介護報酬の改定や利用者数の減少、スタッフの人件費の増加などにより、厳しい運営状況を訴える事業所が少なくありません。利用者の高齢化や症状の重度化の中での介護スタッフ不足や厳しい労働条件などをあげる事業所もあります。このため現状の活動での問題点や課題としては、「人材確保」の15件が最も多くなっています。

②24時間対応や施設サービスの充実等が課題

利用者やその家族が心配していることとしては、「施設にいつまで入れるのか」「入院後も施設に戻れるのか」「今の心身の状況で在宅生活がいつまで可能か」「入所した場合の経済的負担」などの制度や経済的負担に関わる記述が多くなっています。利用者や家族の要望や相談の内容としては、24時間365日対応できる医療や介護サービス、利用時間や利用日数の延長、それぞれの家庭の要望やスタイルにあったケアの実施、急な用事や時間に関係なく預かってもらえるサービス、利用料の負担軽減、交通手段などサービスの充実を求める要望が多くなっています。特別養護老人ホームの空きがないことや順番待ち、老健施設本来の役割が機能していないなど介護施設に対する要望もあっています。

③ボランティア、自治会との連携・協働が課題

今後、連携・協働関係を築きたい機関としては、「ボランティア団体」の16件が最も多く、これに「自治会(町内会・区)」の15件が続いており、市民や地域との連携を医療・介護関係者が望んでいることがうかがえます。

④事業所の取り組み内容

■積極的に取り組んでいる

「サービス提供機会を通じた安否確認と、異変等があった場合の関係機関への連絡」(18 件)、「苦情受付担当者の配置や第三者委員会の設置など苦情解決体制の整備」(14 件)、「居宅改修などに際し、専門的な見地からの生活しやすい環境づくりの助言」(11 件)、「学校と連携した体験学習によるサービス利用者の交流機会の提供」(9 件)、「サービス利用者などの居宅内外での危険箇所やバリアのチェックと助言」(同)

■取り組んでいない(全く+あまり)

「福祉活動を通じた子育て関連情報の地域への提供」(24 件)、「ユニバーサルデザインによる製品の住民に対する紹介と普及」(23 件)、「地域の一員として、地域の防犯活動への積極的な参加」(同)、「地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み」(21 件)、「介護予防など知識の伝達による住民意識の啓発」(同)、「高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会を住民向けに提供」(20 件)、「高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所としての機能が果たせる体制づくり」(19 件)

■医療・介護関係事業所の取り組み

取り組み	合計	積極的に 取り組んでいる	ある程度 取り組んでいる	あまり 取り組んで いない	全く 取り組んで いない	無 回答
ア 地域でのさまざまな行事への参画と、福祉情報やサービス利用者についての地域への情報発信	27 100.0	3 11.1	11 40.7	13 48.1	0 0.0	0 0.0
イ 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者への地域行事等の情報提供	27 100.0	4 14.8	11 40.7	11 40.7	1 3.7	0 0.0
ウ 学校と連携した体験学習等によるサービス利用者の交流機会の提供	27 100.0	9 33.3	7 25.9	3 11.1	8 29.6	0 0.0
エ 福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事の企画・開催	27 100.0	4 14.8	6 22.2	9 33.3	7 25.9	1 3.7
オ サービス提供機会を通じた安否確認と、異変等があった場合の関係機関への連絡	27 100.0	18 66.7	7 25.9	1 3.7	1 3.7	0 0.0
カ 高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会を住民向けに提供	27 100.0	3 11.1	4 14.8	9 33.3	11 40.7	0 0.0
キ 福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくり	27 100.0	5 18.5	5 18.5	7 25.9	10 37.0	0 0.0
ク ユニバーサルデザインによる製品の住民に対する紹介と普及	27 100.0	0 0.0	3 11.1	11 40.7	12 44.4	1 3.7
ケ 事業を通じた、福祉におけるふれあいの大切さの啓発と情報提供	27 100.0	2 7.4	13 48.1	8 29.6	3 11.1	1 3.7
コ 事業所内でのボランティアの積極的な受け入れと、地域でのボランティア活動の促進	27 100.0	4 14.8	6 22.2	8 29.6	8 29.6	1 3.7
サ 福祉活動を通じた子育て関連情報の地域への提供	27 100.0	1 3.7	2 7.4	7 25.9	17 63.0	0 0.0
シ 地域と一体となった障がいのある子どもへの支援	27 100.0	0 0.0	4 14.8	5 18.5	18 66.7	0 0.0
ス 福祉サービスに関する情報発信と相談支援、行政や市社会福祉協議会等との情報交換	27 100.0	7 25.9	14 51.9	5 18.5	1 3.7	0 0.0
セ 地域福祉ケアマネジメントへの専門的な立場での参加・協力	27 100.0	7 25.9	9 33.3	8 29.6	3 11.1	0 0.0
ソ 事業の第三者評価の実施と、その結果の地域住民への公開	27 100.0	3 11.1	7 25.9	8 29.6	7 25.9	2 7.4
タ 入所契約時の事前説明など、利用者に対する契約当事者としての説明	27 100.0	20 74.1	5 18.5	0 0.0	2 7.4	0 0.0
チ 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備	27 100.0	14 51.9	12 44.4	1 3.7	0 0.0	0 0.0
ツ 健康やリハビリテーションなど、専門的な情報の発信	27 100.0	7 25.9	9 33.3	9 33.3	2 7.4	0 0.0
テ 地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み	27 100.0	1 3.7	3 11.1	16 59.3	7 25.9	0 0.0
ト 利用者や地域住民の自立に向けたセルフケアの支援	27 100.0	2 7.4	13 48.1	11 40.7	1 3.7	0 0.0
ナ 介護予防など知識の伝達による住民意識の啓発	27 100.0	1 3.7	5 18.5	20 74.1	1 3.7	0 0.0
ニ サービス提供機会を通じた利用者の生きがいやニーズの把握と、地域の様々な活動につながる情報提供	27 100.0	4 14.8	17 63.0	5 18.5	1 3.7	0 0.0
ヌ 災害時の安全確保策としての家族・介護者等との情報共有と連携	27 100.0	5 18.5	13 48.1	8 29.6	1 3.7	0 0.0
ネ 高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所としての機能が果たせる体制づくり	27 100.0	2 7.4	5 18.5	14 51.9	5 18.5	1 3.7
ノ 福祉サービス利用者等を犯罪から守ることを目的とした遭遇しやすい犯罪情報の周知	27 100.0	1 3.7	12 44.4	10 37.0	3 11.1	1 3.7
ハ 地域の一員として、地域の防犯活動への積極的な参加	27 100.0	1 3.7	3 11.1	17 63.0	6 22.2	0 0.0
ヒ サービス利用者などの居宅内外での危険箇所やバリアのチェックと助言	27 100.0	9 33.3	11 40.7	7 25.9	0 0.0	0 0.0
フ 居宅改修などに際し、専門的な見地からの生活しやすい環境づくりの助言	27 100.0	11 40.7	7 25.9	8 29.6	1 3.7	0 0.0

(2)障がい者関係事業所から

①人材確保が課題

障がい福祉面での不安定な政局の影響による資金面への影響、厳しい経済情勢による利用者工賃の頭打ちなどの課題が指摘されています。このため現状の活動での問題点や課題としては、「人材確保」の6件が最も多く、これに「サービス内容の拡充」の3件が続いています。

②生活費不足、雇用、サービス拡充が課題

利用者やその家族が心配していることとしては、将来のこと(親なき後の生活)、保護者のこと(加齢に伴う機能低下により支援ができない)、経済的自立(生活に必要な報酬が得られない、就職先がない)などの記述が多くなっています。利用者や家族の要望や相談の内容としては、生活費が足りないこと、病院や買い物などへの同行支援、市営住宅への入居要件の緩和、工賃アップと民間企業などによる障がい者の雇用促進、病院受診時の経済的負担の軽減、制度や資源についての市独自の高齢者や障がい者、地域住民向けの総合パンフレットの作成と関係機関への同時配布、精神障がい者のタクシー利用料金の割引などが記述されています。

③ボランティアとの連携・協働が課題

今後、連携・協働関係を築きたい機関としては、「ボランティア団体」の4件が最も多くなっています。

④事業所の取り組み内容

■積極的に取り組んでいる

「入所契約時の事前説明など、利用者に対する契約当事者としての説明」(7件)、「苦情受付担当者の配置や第三者委員会の設置など苦情解決体制の整備」(同)、「学校と連携した体験学習によるサービス利用者の交流機会の提供」(5件)、「サービス提供機会を通じた安否確認と、異変等があった場合の関係機関への連絡」(同)

■あまり取組んでいない(全く+あまり)

「ユニバーサルデザインによる製品の住民に対する紹介と普及」(10 件)、
 「地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み」(9 件)、「地域の一員として、
 地域の防犯活動への積極的な参加」(同)、「高齢者や障がい者など、当事者
 の立場を体験する機会を住民向けに提供」(8 件)、「福祉活動を通じた子育て
 関連情報の地域への提供」(同)

■障害者関係事業所の取り組み

取り組み	合計	積極的に 取り組んでいる	ある程度 取り組んでいる	あまり取組 んでいない	全く取組 んでいない	無回 答
ア 地域でのさまざまな行事への参画と、福祉情報やサービス利用者についての地域への情報発信	11 100.0	2 18.2	4 36.4	4 36.4	1 9.1	0 0.0
イ 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者への地域行事等の情報提供	11 100.0	2 18.2	6 54.5	2 18.2	1 9.1	0 0.0
ウ 学校と連携した体験学習等によるサービス利用者の交流機会の提供	11 100.0	5 45.5	3 27.3	1 9.1	2 18.2	0 0.0
エ 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事の企画・開催	11 100.0	1 9.1	4 36.4	3 27.3	3 27.3	0 0.0
オ サービス提供機会を通じた安否確認と、異変等があった場合の関係機関への連絡	11 100.0	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	0 0.0
カ 高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会を住民向けに提供	11 100.0	0 0.0	2 18.2	4 36.4	4 36.4	1 9.1
キ 福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくり	11 100.0	1 9.1	5 45.5	2 18.2	3 27.3	0 0.0
ク ユニバーサルデザインによる製品の住民に対する紹介と普及	11 100.0	0 0.0	1 9.1	6 54.5	4 36.4	0 0.0
ケ 事業を通じた、福祉におけるふれあいの大切さの啓発と情報提供	11 100.0	1 9.1	6 54.5	3 27.3	1 9.1	0 0.0
コ 事業所内でのボランティアの積極的な受け入れと、地域でのボランティア活動の促進	11 100.0	1 9.1	6 54.5	3 27.3	1 9.1	0 0.0
サ 福祉活動を通じた子育て関連情報の地域への提供	11 100.0	1 9.1	1 9.1	1 9.1	7 63.6	1 9.1
シ 地域と一体となった障がいのある子どもへの支援	11 100.0	0 0.0	4 36.4	2 18.2	4 36.4	1 9.1
ス 福祉サービスに関する情報発信と相談支援、行政や市社会福祉協議会等との情報交換	11 100.0	4 36.4	4 36.4	2 18.2	1 9.1	0 0.0
セ 地域福祉ケアマネジメントへの専門的な立場での参加・協力	11 100.0	4 36.4	3 27.3	4 36.4	0 0.0	0 0.0
ソ 事業の第三者評価の実施と、その結果の地域住民への公開	11 100.0	1 9.1	5 45.5	3 27.3	2 18.2	0 0.0
タ 入所契約時の事前説明など、利用者に対する契約当事者としての説明	11 100.0	7 63.6	4 36.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0
チ 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備	11 100.0	7 63.6	4 36.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0
ツ 健康やリハビリテーションなど、専門的な情報の発信	11 100.0	4 36.4	2 18.2	3 27.3	2 18.2	0 0.0

■障害者関係事業所の取り組み

取り組み	合計	積極的「 取り組んでいる	ある程度 取り組んでいる	あまり取り組 ていない	全く取り組 ていない	無回答
テ 地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み	11 100.0	0 0.0	2 18.2	6 54.5	3 27.3	0 0.0
ト 利用者や地域住民の自立に向けたセルフケアの支援	11 100.0	3 27.3	5 45.5	1 9.1	2 18.2	0 0.0
ナ 介護予防など知識の伝達による住民意識の啓発	11 100.0	2 18.2	3 27.3	4 36.4	2 18.2	0 0.0
ニ サービス提供機会を通じた利用者の生きがいやニーズの把握と、地域の様々な活動につながる情報提供	11 100.0	1 9.1	5 45.5	3 27.3	2 18.2	0 0.0
ヌ 災害時の安全確保策としての家族・介護者等との情報共有と連携	11 100.0	1 9.1	7 63.6	2 18.2	1 9.1	0 0.0
ネ 高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所としての機能が果たせる体制づくり	11 100.0	1 9.1	6 54.5	3 27.3	1 9.1	0 0.0
ノ 福祉サービス利用者等を犯罪から守ることを目的とした遭遇しやすい犯罪情報の周知	11 100.0	2 18.2	3 27.3	2 18.2	4 36.4	0 0.0
ハ 地域の一員として、地域の防犯活動への積極的な参加	11 100.0	0 0.0	2 18.2	6 54.5	3 27.3	0 0.0
ヒ サービス利用者などの居宅内外での危険箇所やバリアのチェックと助言	11 100.0	3 27.3	2 18.2	5 45.5	1 9.1	0 0.0
フ 居宅改修などに際し、専門的な見地からの生活しやすい環境づくりの助言	11 100.0	2 18.2	3 27.3	4 36.4	2 18.2	0 0.0

(3) 幼稚園・保育園関係事業所から

①運営資金、人材確保、施設の老朽化が課題

園児数の減少、保育士の確保難、施設の老朽化などがあげられています。このため現状の活動での問題点や課題としては、「運営資金の確保」の5件が最も多く、これに「人材確保」と「施設の老朽化」の4件が続いています。サービスの拡充や質の向上よりも、事業所の運営や経営に関する内容が多くなっています。

②病児・病後児、延長保育、特別支援、保育士不足等が課題

利用者やその家族が心配していることとしては、児童が病気の時の子育て支援、病後児保育、小学校等の長期休暇の時の子育て支援、共働きを支援する保育所の必要性和働く場所の確保、就学前の児童を持つ保護者の休みがとりやすくなるような環境づくりなどが記述されています。利用者や家族の要望や

相談の内容としては、延長保育の要望、年長児の就学に向けた保育の不足、病児保育、保育士不足のために特別支援が必要な子どもを入所できないこと、学校等の長期休み時の保育、0～1歳児の受け入れ、送迎バスの拡充などが記述されています。

③民生委員・児童委員等との連携・協働が課題

「民生委員・児童委員」、「保育所(園)・幼稚園」、「小・中学校」、「市役所」の7件が最も多く、これに「老人クラブ」と「高齢者施設」の6件が続いています。

④事業所の取り組み内容

■積極的に取り組んでいる

「入園児の事前説明など、保護者に対する説明」(8件)、「園児や保護者への地域行事等の情報提供」(6件)、「園児や地域と連携した体験学習等による園児や保護者への交流機会の提供」(同)、「幼児教育や保育など、専門的な情報の発信」(5件)

■あまり取り組んでいない

「地域福祉ケアマネジメントへの専門的な立場での参加・協力」(8件)、「ユニバーサルデザインによる地域玩具や遊具等製品の住民に対する紹介と普及」(6件)、「園児や保護者等を犯罪から守ることを目的とした遭遇しやすい犯罪情報の周知」(6件)、「幼児教育や保育サービスに関する情報発信と相談支援、行政や市社会福祉協議会との情報交換」(5件)、「乳幼児などに配慮した緊急避難先としての機能が果たせる体制づくり」(同)

■幼稚園・保育園関係事業所の取り組み

取り組み	合計	積極的に 取り組んでいる	ある程度 取り組んでいる	あまり 取り組んで いない	全く 取り組んで いない	無 回答
ア 地域でのさまざまな行事への参画と、園の情報や園児等についての地域への情報発信	10 100.0	4 40.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
イ 園児や保護者への地域行事等の情報提供	10 100.0	6 60.0	3 30.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
ウ 住民や地域と連携した体験学習等による園児や保護者への交流機会の提供	10 100.0	4 40.0	4 40.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0
エ 園児や保護者と地域住民と一緒に楽しめる行事の企画・開催	10 100.0	6 60.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0
オ 園児や保護者の状況把握と、異変等があった場合の関係機関への連絡	10 100.0	5 50.0	4 40.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
カ 保育や幼児教育の現場を体験する機会を住民向けに提供	10 100.0	1 10.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0	0 0.0
キ 園児や保護者と地域住民との交流の場づくり	10 100.0	3 30.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0
ク ユニバーサルデザインによる地域玩具や遊具等製品の住民に対する紹介と普及	10 100.0	0 0.0	2 20.0	6 60.0	1 10.0	1 10.0
ケ 幼児教育や保育におけるふれあいの大切さの啓発と情報提供	10 100.0	2 20.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
コ 園内でのボランティアの積極的な受け入れと、地域でのボランティア活動の促進	10 100.0	1 10.0	5 50.0	4 40.0	0 0.0	0 0.0
サ 幼児教育や保育サービスを通じた子育て関連情報の地域への提供	10 100.0	2 20.0	5 50.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0
シ 地域と一体となった障がいのある子どもへの支援	10 100.0	2 20.0	5 50.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0
ス 幼児教育や保育サービスに関する情報発信と相談支援、行政や市社会福祉協議会等との情報交換	10 100.0	1 10.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	2 20.0
セ 地域福祉ケアマネジメントへの専門的な立場での参加・協力	10 100.0	1 10.0	0 0.0	8 80.0	0 0.0	1 10.0
ソ 事業の第三者評価の実施と、その結果の地域住民への公開	10 100.0	0 0.0	3 30.0	3 30.0	2 20.0	2 20.0
タ 入園時の事前説明など、保護者に対する説明	10 100.0	8 80.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
チ 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備	10 100.0	4 40.0	4 40.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0
ツ 幼児教育や保育など、専門的な情報の発信	10 100.0	5 50.0	5 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
テ 地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み	10 100.0	3 30.0	2 20.0	4 40.0	0 0.0	1 10.0
ト 保護者や地域住民の自立に向けたセルフケアの支援	10 100.0	0 0.0	3 30.0	4 40.0	1 10.0	2 20.0
ナ 幼児教育や保育など知識の伝達による住民意識の啓発	10 100.0	0 0.0	4 40.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0
ニ 園児や保護者のニーズの把握と、地域の様々な活動につながる情報提供	10 100.0	0 0.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
ヌ 災害時の安全確保策としての園児や保護者との情報共有と連携	10 100.0	2 20.0	5 50.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0
ネ 乳幼児などに配慮した緊急避難先としての機能が果たせる体制づくり	10 100.0	1 10.0	3 30.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0
ノ 園児や保護者等を犯罪から守ることを目的とした遭遇しやすい犯罪情報の周知	10 100.0	1 10.0	3 30.0	6 60.0	0 0.0	0 0.0
ハ 地域の一員として、地域の防犯活動への積極的な参加	10 100.0	0 0.0	5 50.0	4 40.0	1 10.0	0 0.0
ヒ 園児や保護者などの居宅内外での危険箇所やバリアのチェックと助言	10 100.0	0 0.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0
フ 乳幼児向けのトイレ、風呂場、玩具などに対する、専門的な見地からの生活しやすい環境づくりの助言	10 100.0	0 0.0	6 60.0	3 30.0	0 0.0	1 10.0

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

1 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

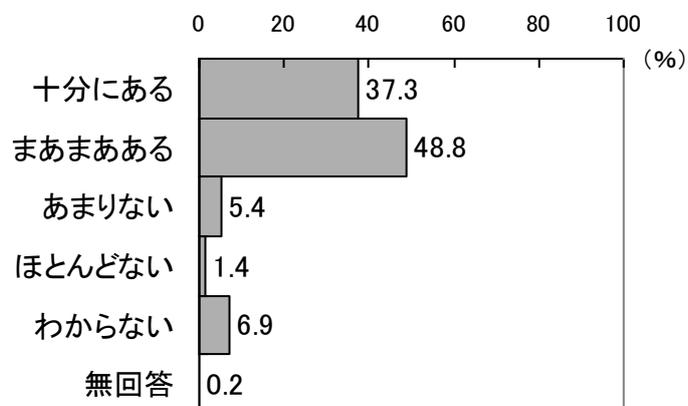
(1) 現状と課題

市民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いのしくみをつくるためには、その基盤となる市民の地域意識(地域に関心を持ち、地域のことを知る)を高める必要があります。

流動性の激しい都市部と比べると、本市には昔ながらのつながりや支え合い意識が育まれています。以前に比べると、そういった意識の希薄化が進んでいるとの声も聞かれます。

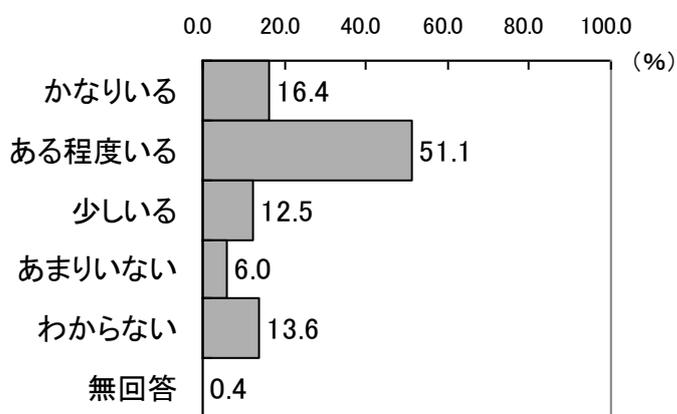
福祉力アンケートの結果によると、「住んでいる地域には、困っている場合に助け合う雰囲気」が「十分にある」と回答した人は37.3%、「まあまあある」は48.8%となっており、全体の8割を超える人が概ね「助け合う雰囲気がある」と認識しています。ただ年代別や地区別にみると、支え合いの意識の希薄化が進んでいることがうかがえます。

■住んでいる地域の困っている場合に助け合う雰囲気について



一方、市全体では7割弱の人が「住んでいる地域では、地域福祉活動に情熱や関心を持っている人」が「かなりいる」または「ある程度いる」と回答していますが、「少しいる」と「あまりいない」、「わからない」を合わせた割合が40%を超えている地区もあります。このことは意識の希薄化だけでなく少子高齢化が著しく進む中での人材確保と育成が大きな課題であることを示しています。

■住んでいる地域の地域福祉活動に情熱や関心を持っている人について



(2) 今後の取り組み

地域意識を高めていくには、隣近所や行政区などの役割を再認識するとともに、今後は地域福祉活動に情熱や関心を持っている人を発掘・育成していくことに力を入れる必要があります。隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、地域活動への積極的な参加促進と人材の発掘・育成を促進します。

(3)管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちます。 ● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ● 地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。 ● 誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。 ● 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者などが、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供など参加支援を進めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報活動や小地域ネットワーク活動の支援を通じて、市民の福祉意識の啓発を図ります。 ● 福祉事業者等と地域住民との連携や人材の発掘・育成を促進します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性等についての意識啓発を図ります。 ● 市職員の地域活動への参加を促進します。 ● 福祉事業者等と地域住民との連携や人材の発掘・育成を促進します。 ● 学校においても、地域福祉への理解を深めていきます。

	現状			目標
	平成19年度	平成24年度		(平成30年度)
住んでいる地域には困っている場合に助け合う雰囲気「十分ある」または「まあまあある」とする市民の割合	—	86.3%	⇒	90.0%
住んでいる地域には、地域福祉活動に情熱や関心を持っている人が「かなりいる」または「ある程度いる」とする市民の割合	—	67.6%	⇒	75.0%

2 交流・ふれあいの促進

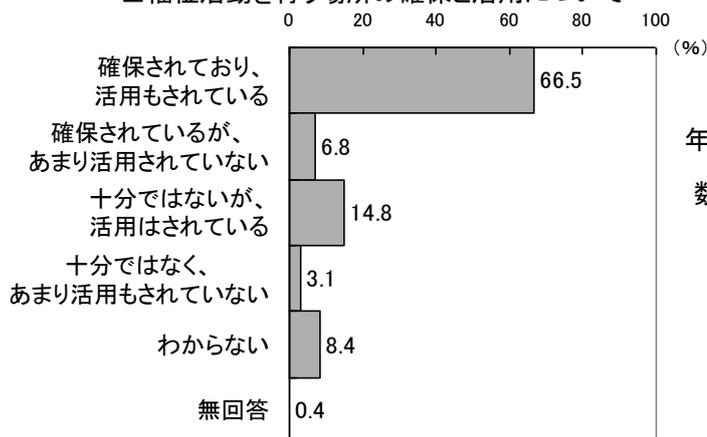
(1) 現状と課題

世代間の断絶が指摘されたり、高齢者の孤独死がニュースになるなど、地域におけるコミュニケーション不足が全国的に顕在化しています。本市においても、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、孤立して子育てで悩む人などが増加しており、地域での孤立などがなく地域内での交流・ふれあいを常に心がけていく必要があります。

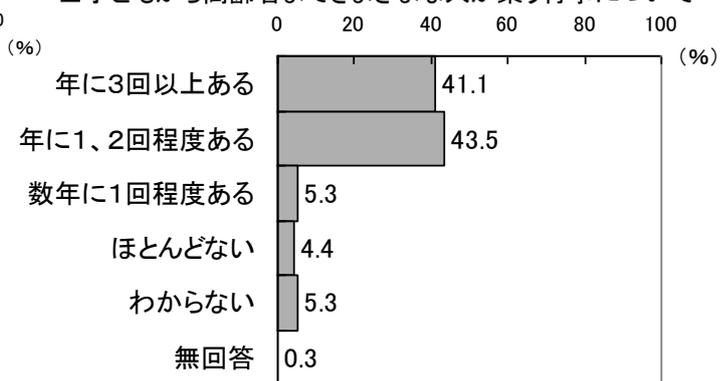
地域で交流を進めていくには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場や機会づくりが必要です。

福祉力アンケートの結果によると、「福祉活動を行う場所の確保と活用」で「確保されており、活用もされている」が 66.5%となっています。「子どもから高齢者までさまざまな人が集う行事」が「年 3 回以上ある」が 41.1%、「一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯等が集まる機会」が「よくある」が 56.4%となっており、今後、さらに交流・ふれあいの機会や場づくりを促進していく必要があります。

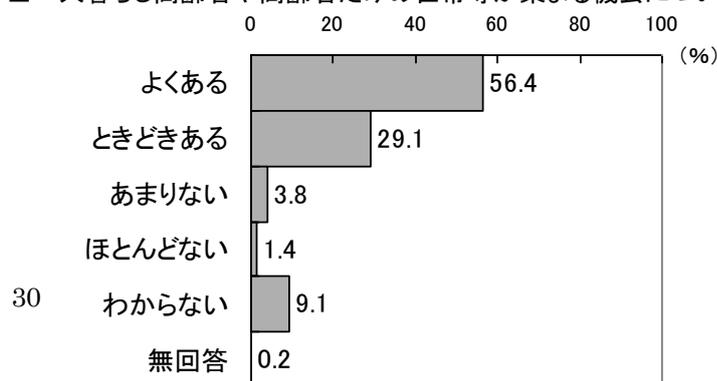
■福祉活動を行う場所の確保と活用について



■子どもから高齢者までさまざまな人が集う行事について



■一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯等が集まる機会について



各種福祉サービスを提供している事業者においても、サービス利用者とその家族だけでなく、サービス利用者と地域住民との交流を促進するための取り組みが求められています。

(20 ページ「第2章 阿蘇市の状況 10 事業者からみた地域福祉の課題」参照)

(2) 今後の取り組み

地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことのできる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所や趣味を共に楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。 ● 地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会の創出を図ります。 ● 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。 ● 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉座談会やふれあいサロン活動などの小地域ネットワーク活動を通じて、世代間の交流やふれあいを啓発します。 ● ボランティア協力校の活動を通じて世代間の交流を進めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのふれあい活動や子育て支援センター事業をはじめとする各種事業の拡充を図ります。 ● 市民の交流の現状や情報などを広報誌やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 ● 高齢者や障がい者だけでなく、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。 ● 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。 ● 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例などの情報収集・発信に努めます。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
ふれあいサロンの設置箇所数	90か所	110か所	117か所
市行政区数に対するふれあいサロンの設置の割合	76.9%	94.0%	100.0%
福祉活動を行う場所が「確保されており、活用もされている」とする市民の割合	—	66.3%	75.0%
地域で多世代が集まる行事が「年3回以上ある」とする市民の割合	—	41.9%	50.0%
地域で一人暮らし高齢者等が集まる機会が「よくある」とする市民の割合	—	55.9%	65.0%

3 地域における支え合いのしくみの構築

(1) 現状と課題

支え合い・助け合いの輪を広げるためには、地域の情報を正しく理解することが不可欠です。支援を必要とする人がどこにいるか、その人の状況はどうかなど、地域福祉を進める上での基礎的な情報を的確に把握しておくことが必要です。また、時間の経過とともに変化していく状況を踏まえ、情報更新を定期的に行う必要があります。

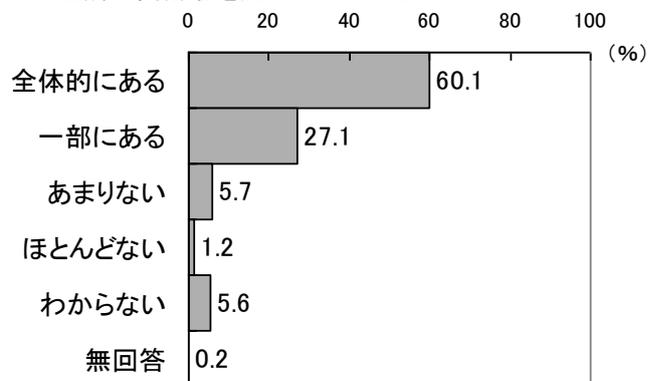
一方、こうした情報の必要性和裏腹に、地域社会の衰退、世代間のコミュニケーション不足など、情報把握が年々難しくなっている上、個人情報保護に関する法律の施行により、情報を得て共有することが非常に難しくなっていることもあり、情報の共有と個人情報保護をどのように両立していくかが本市でも大きな課題となっています。

このような状況の下、本市では平成18年度から、地域の助け合い、見守り、声かけ活動を強化するしくみづくりとして、市社会福祉協議会では、「阿蘇市やまびこネットワーク」と呼ばれる小地域ネットワーク活動を構築するための地区

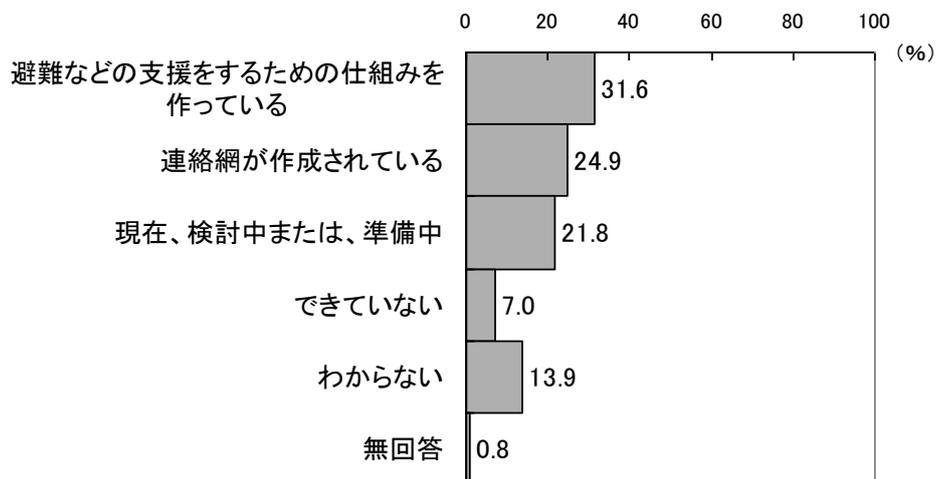
福祉座談会を開催しています。この活動の主体となる福祉協力員は全 117 行政区に設置されており、配置数は 24 年度目標の 1,000 人を上回る 1,284 人となっています。

福祉力アンケートの結果によると、「近隣の高齢者を支える人のつながり」が「全体的にある」が 60.1%、「災害など緊急時の要援護者への対応」で「避難などの支援をするための仕組みをつくっている」が 31.6%となっています。ネットワークの構築が進んでいる地域とそうでない地域があるのが現状です。

■近隣の高齢者を支える人のつながりについて



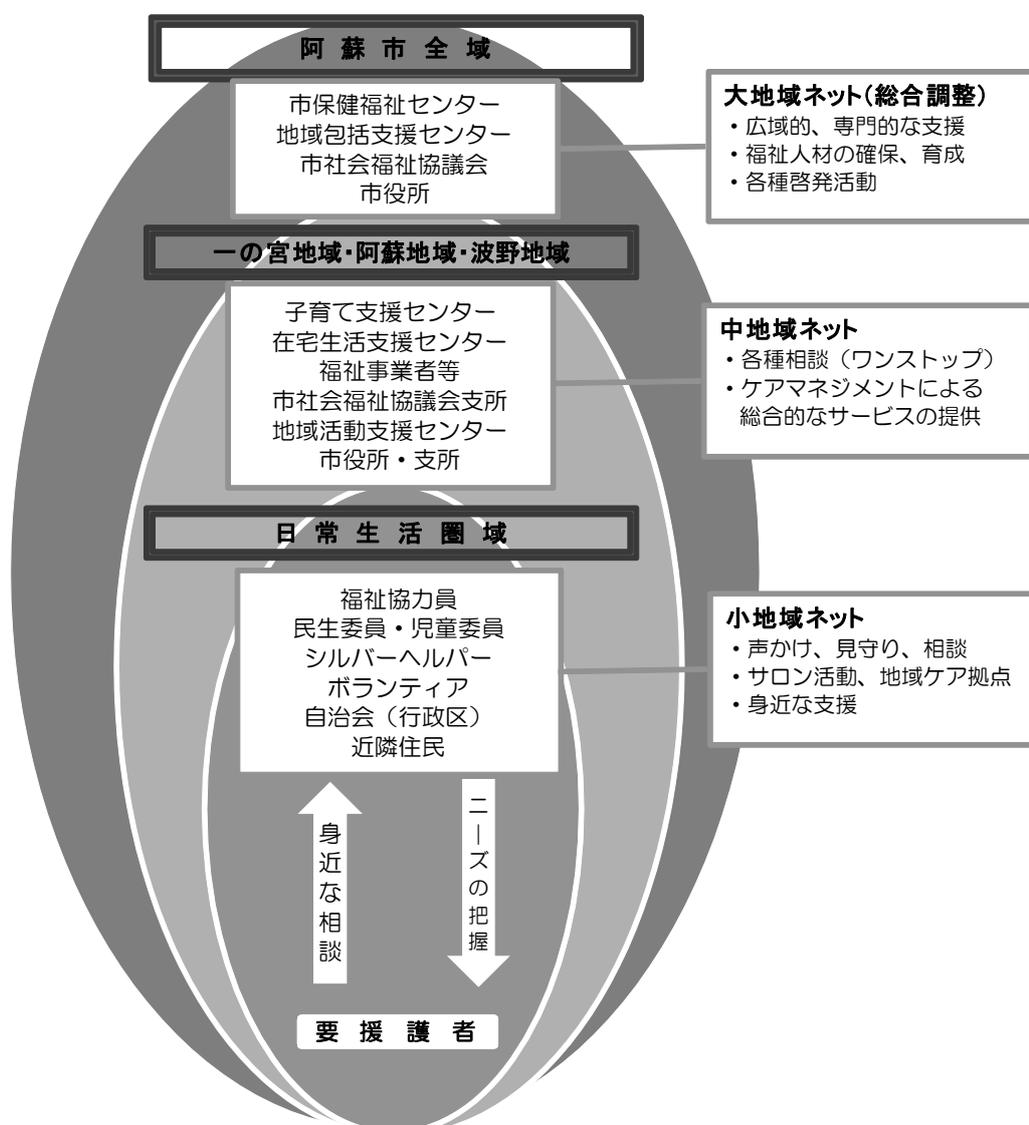
■災害など緊急時の要援護者への対応について



(2) 今後の取り組み

「阿蘇やまびこネットワーク」の構築をさらに進め、どこの地区の市民でも支える人のつながりが「全体的にある」、「避難などの支援をするための仕組みをつくっている」と認識できることを目指した取り組みを進めます。

■ 重層的地域ネットワークのイメージ



(3)管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ● 民生委員・児童委員や福祉協力員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 全行政区で地区福祉座談会を開催するなどして小地域ネットワークを構築し、各地区に設置されるネットワーク連絡会などを通じて、地域の要援護者等に関する情報提供と日常的な安否確認や見守り活動ができるように支援します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会が推進する小地域ネットワークの構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。 ● 行政区単位の小地域ネットワークにとどまらず、一の宮地域・阿蘇地域・波野地域を想定した中地域ネット、さらには市全体を想定した大地域ネットといった重層的なネットワークの構築を図ります。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
福祉協力員が設置されている行政区の数	106地区	117地区	⇒ 117地区
福祉協力員が設置されている行政区の割合	90.6%	100.0%	⇒ 100.0%
福祉協力員の配置数	554人	1,284人	⇒ 1,300人
100世帯に配置される福祉協力員の数	5.1人	8.6人	⇒ 9.2人
地区班数における福祉協力員の充足率	33.0%	73.3%	⇒ 85.0%
近隣の高齢者を支える人のつながりが「全体的にある」とする市民の割合	—	60.1%	⇒ 70.0%
災害など緊急時の要援護者への対応で「避難などの支援をするための仕組みをつくっている」とする市民の割合	—	31.6%	⇒ 50.0%

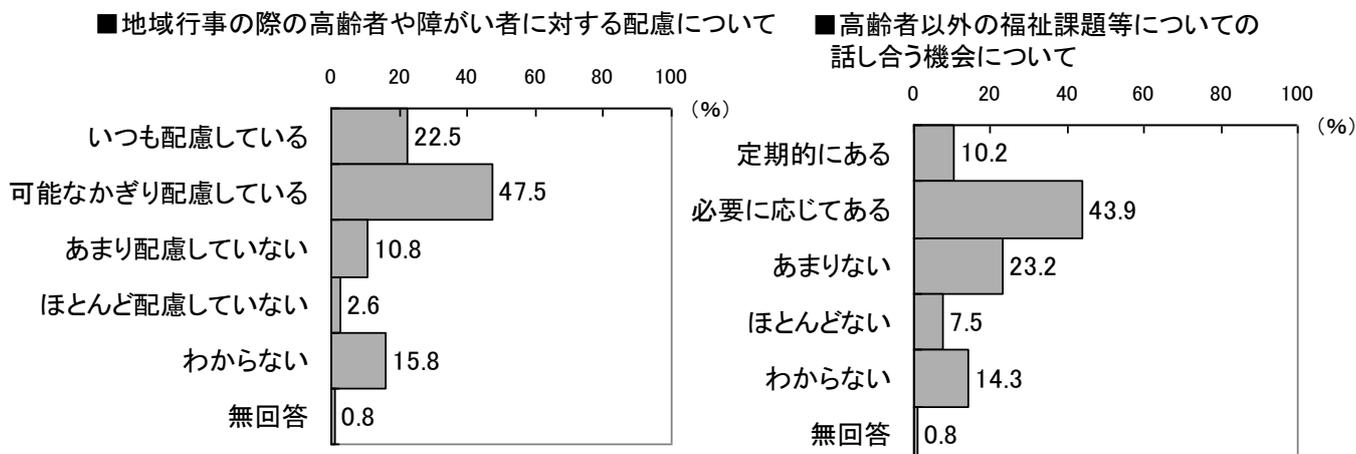
4 心のバリアフリー・多様性の理解の促進

(1) 現状と課題

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。例えば、普段の生活に問題の少ない健常者にとってはあまり気にならないことであっても、高齢者や障がい者などにとっては、生活の不便や孤独感など、様々な問題や悩みを抱えていることが少なくありません。支え合い・ふれあいのまちをつくっていくためには、地道にお互いの立場を知り、理解し、認め合うことが大切です。

事業所アンケート結果によると、特に障がい者関係の事業所から、市や行政に対し「障がい者の特性についての積極的な広報啓発活動を」、地域住民に対しては「障がいの特性を理解し対等に受け入れ人格を尊重すること、障がい者といっしょにイベントなどを行いコミュニケーションを図ること」などの要望があげられています。

福祉力アンケートの結果によると、「地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮」は「いつも配慮している」が 22.5%、「高齢者以外の福祉課題等についての話し合う機会」が「定期的にある」が 10.2%となっており、市民が多様性を理解したり、行動する機会は少ない状況にあることがうかがえます。



すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動などを通じて障がいのある人とない人とのふれあいを促進していく必要があります。また、貧困や失業に陥った人々、障がいのある人々、ホームレスの状態にある人々などを社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合する「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」という視点に立って、支え合い・ふれあいのまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 今後の取り組み

行政区や学校、市社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ● 高齢者や障がい者に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。 ● 障がいや障がい者に対する理解を促進するため、障がい福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。 ● 福祉機器を取り扱う事業者においては、ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。 ● 各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ● 福祉教育の充実により、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ります。 ● 市が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

管 理 目 標	現 状		目 標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮を「いつもしている」とする市民の割合	—	22.5%	⇒ 35.0%
高齢者以外の福祉課題など（障がい者の生活支援、子育て支援など）について話し合う機会が「定期的にある」とする市民の割合	—	10.2%	⇒ 30.0%

5 ボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会において、とりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。阿蘇市総合計画においても、「福祉ボランティアの育成」は地域福祉推進の方向性の一つに位置付けられています。

本市では、市社会福祉協議会にボランティアセンターを置き、市民のボランティア活動への参加促進と支援を図ってきました。同センターにおけるボランティアの人員数は平成 24 年度現在で 92 人となっており、1 次計画で掲げた目標 200 人は達成していません。ただ同センターのボランティアグループ・団体構成人員数は 24 年度現在で 3,047 人に達しており、1 次計画の目標 3,000 人を上回っています。高齢によりボランティアの登録をやめる方が増えていますが、24 年 7 月の九州北部豪雨災害時に多数の市民がボランティアの支援を受けたことから、市民のボランティアに対する評価と期待は高まっています。

事業所アンケート結果によると、医療・介護関係の事業所、障がい者関係の事業所のいずれもから、今後、連携したい相手として、ボランティア団体が挙げられており、地域福祉の担い手としてのボランティアに対する期待が高いことがうかがえます。

今後も、市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティアの福祉事業所への紹介やボランティアリーダーの発掘・育成をさらに推進していく必要があります。

(2) 今後の取り組み

市民のボランティアへの参加機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーの発掘・育成を推進します。併せて、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援するとともに、福祉事業所への紹介などの橋渡し役としての役割を果たします。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 ● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。 ● ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 ● ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。 ● 学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童、生徒の理解を深めます。 ● 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティア個人人員数	105人	92人	200人
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティアグループ・団体構成人員数	1,500人	3,047人	3,100人
阿蘇市人口に占めるボランティア人口の割合	5.4%	11.1%	15.0%

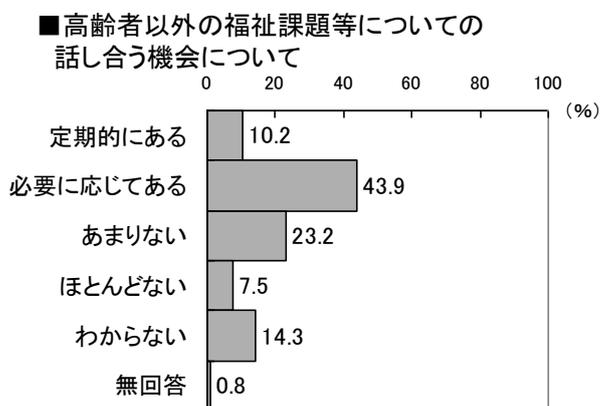
6 子育て家庭への支援

(1) 現状と課題

少子高齢化が進展する中、子育て家庭への支援は地域福祉推進にとっても大きなテーマです。

事業所アンケート結果によると、利用者やその家族が心配していることとして、児童が病気の時の子育て支援、病後児保育、小学校などの長期休暇の時の子育て支援、共働きを支援する保育所の必要性と働く場所の確保、就学前の児童を持つ保護者の休みがとりやすくなるような環境づくりなどが記述されています。利用者及び家族の要望や相談の内容としては、延長保育の要望、年長児の就学に向けた保育の不足、病児保育、保育士不足のために特別支援が必要な子どもが入所できないこと、学校等の長期休み時の保育、0～1歳児の受け入れ、送迎バスの拡充など、さまざまな生活課題が記述されています。

また、福祉力アンケートの結果によると、「高齢者以外の福祉課題(障がい者の生活支援、子育て支援等)についての話し合う機会」が「定期的にある」が10.2%となっており、子育て家庭を理解する機



会は少ない状況にあることがうかがえます。

親に子育てをする責任があるのは当然ですが、その責任と負担を母親だけが背負い込むことがないよう、家庭における男女共同参画を促進するとともに、「共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」という本計画の理念に沿って「育児の社会化」を進めていくことが必要です。地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。子どもを取り巻く地域と家庭との連携を図り、地域全体で子育てを支えることができるまちづくりを推進する必要があります。

(2) 今後の取り組み

子育て支援センターを、子育て中の親子が気軽に集える相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織とも連携を図りながら、地域ぐるみの子育て支援を図ります。また、子育てサークルの育成を支援し、子育て中の親のネットワークづくりを促進します。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての当事者は、子育てサークルに加入するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。 ● 子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。 ● 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえよう努めます。 ● 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを見守ります。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉活動を通じ、子育て関連情報を地域に提供していくよう努めます。 ● 障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、地域と一体となって支援します。

取り組みの主体	取り組み内容
市社会福祉協議会	● 小地域ネットワーク活動を展開させ、各地区における子どもの見守り活動への取り組みを支援します。
市（行政）	● 相談窓口でもある子育て支援センターを中心に、子育て支援情報のネットワークづくりを推進するとともに、子育てサークルなどの育成支援を行います。
	● 学校、幼稚園、保育所、学童保育など、地域における子どもの居場所、見守り機能の確保・充実に推進します。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
子育て支援センターの延べ利用者数	—	10,578人	12,000人
保育所の入所定員	825人	815人	835人
保育所の受入児童数	858人	824人	900人
放課後児童クラブ（学童保育）の設置数	5か所	5か所	6か所
放課後児童クラブ（学童保育）の受入児童数	202人	244人	250人
高齢者以外の福祉課題など（障がい者の生活支援、子育て支援など）について話し合う機会が「定期的にある」とする市民の割合	—	10.2%	30.0%

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

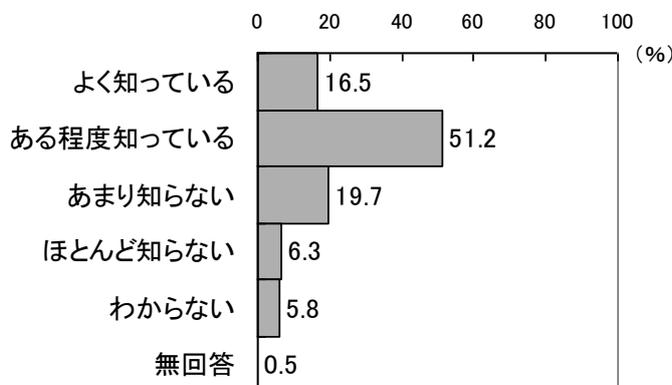
1 きめ細かな相談支援体制づくり

(1) 現状と課題

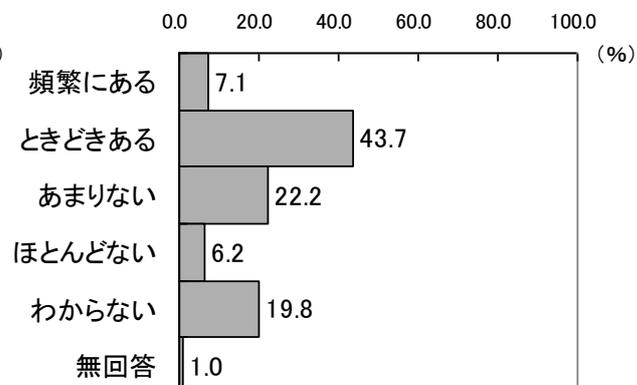
地域の中では、行政、社会福祉法人、NPO法人など様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者別、縦割り型のサービス提供体制の下では、相談窓口や情報、対応についての一貫性や情報の共有化などなされておらず、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくくなっているという側面があります。

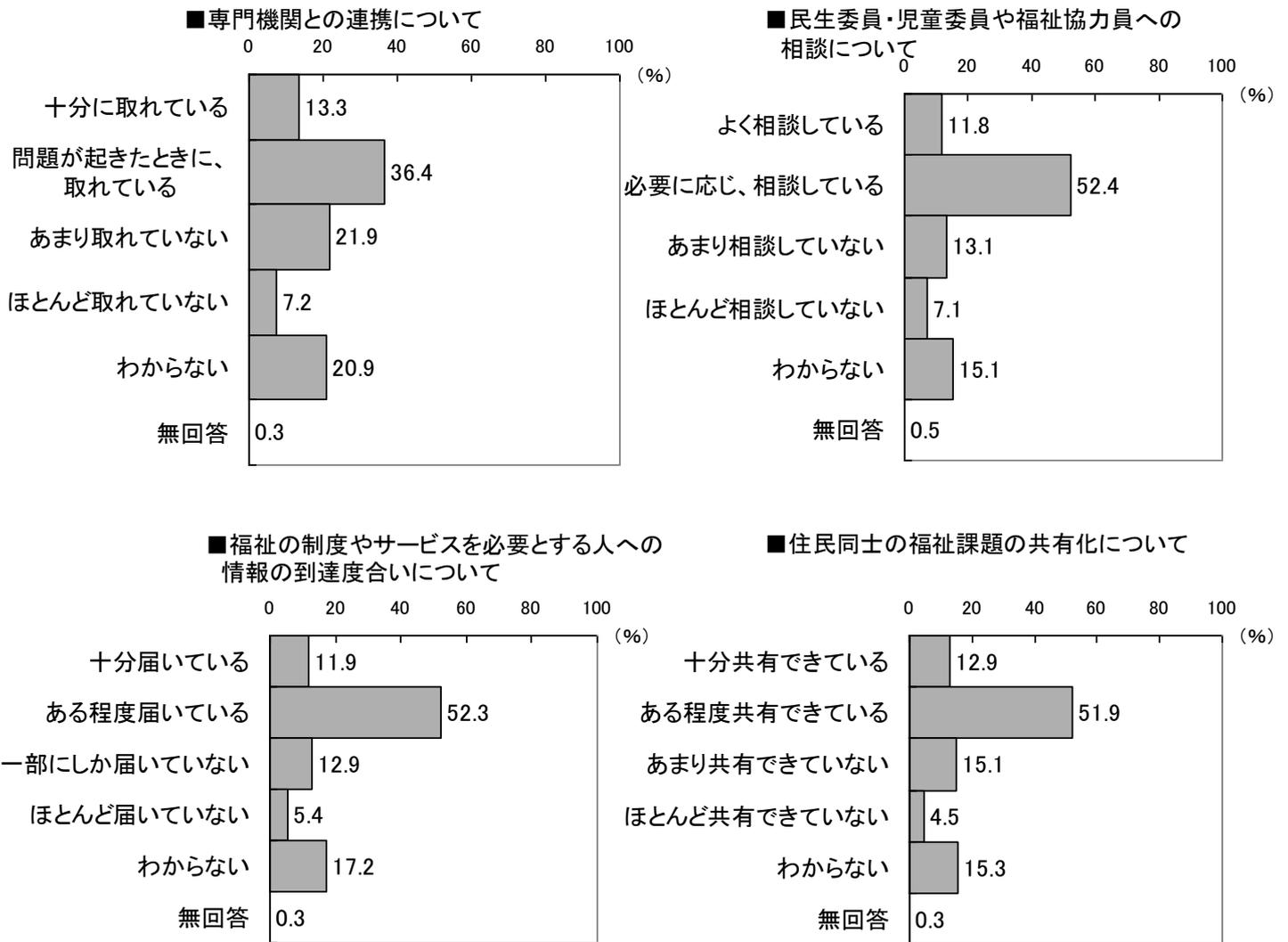
福祉力アンケートの結果によると、組織力や活動、住民意識、地区内のネットワークは比較的高得点となっていますが、相談体制づくりに関係する「福祉課題を相談できる機関の認知度」「地域活動の中での専門機関との交流」「専門機関との十分な連携」「民生委員・児童委員や福祉協力員との相談頻度」の得点が低くなっており、市全体で地域福祉を推進する上での大きな課題であることがうかがえます。広報及び情報提供に関する設問の中では、特に「福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い」と「住民同士の福祉課題の共有化」に課題があることが示唆されています。

■福祉課題を相談できる機関の認知度



■地域活動の中での専門機関との交流について



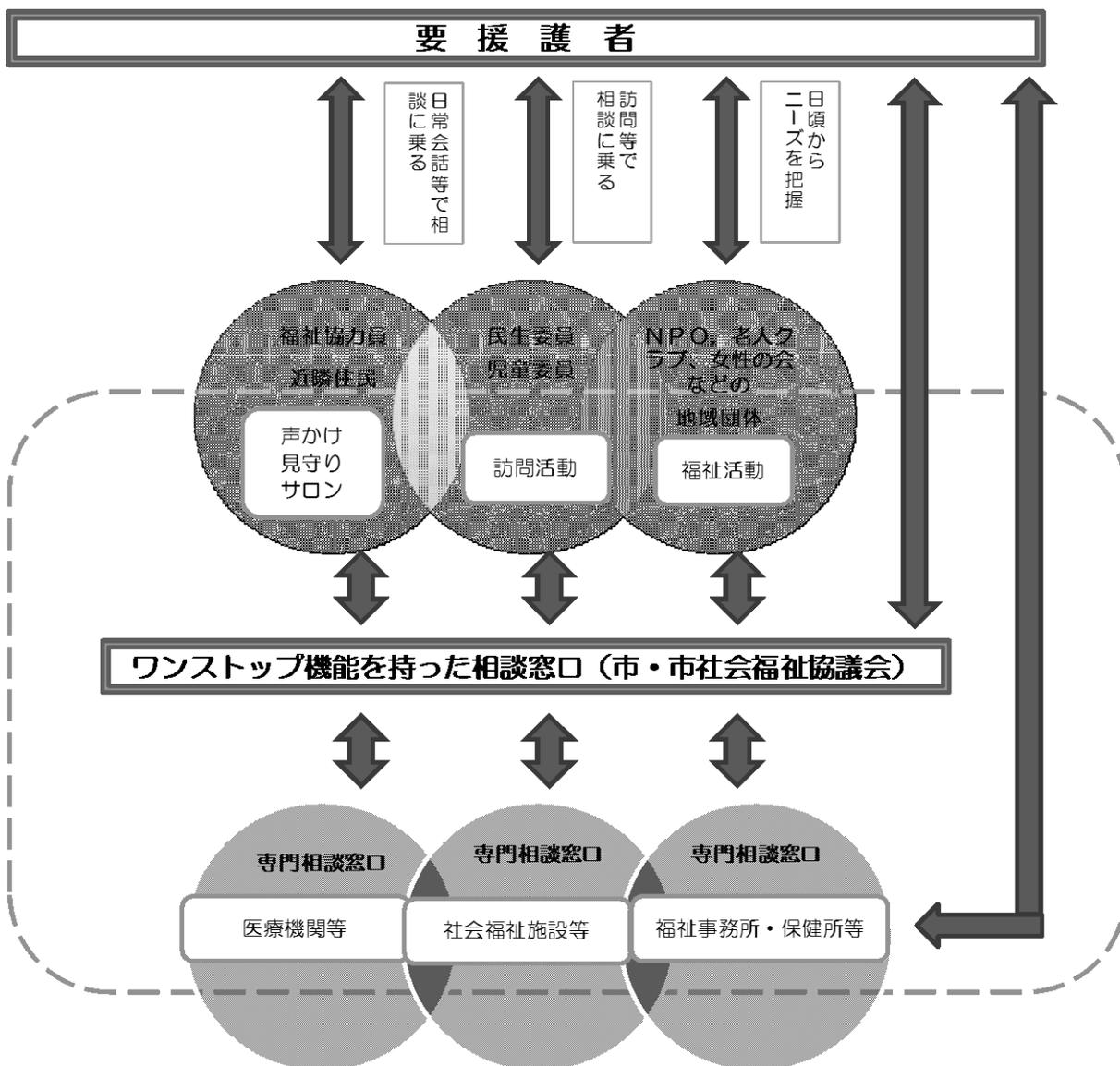


介護保険サービスをはじめ多くの福祉サービスの利用が措置から契約へと移行した現在においては、利用者本位という考え方に立って、福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要であり、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、適確に対応するための相談支援体制と情報提供体制の充実が必要です。

(2) 今後の取り組み

福祉サービスに関する情報提供の充実をさらに図るとともに、小地域ネットワークをベースにした、身近なところで様々な人が相談を受けられるような地域のしくみづくりを引き続き推進します。こういった地域のしくみづくりと連携した市や市社会福祉協議会のワンストップ相談窓口(1か所または1回で関連する手続き等を同時に完了できる、たらい回しにされない窓口)の充実を図ります(図参照)。

■身近な相談支援体制(各種相談のネットワーク化)のイメージ



また、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口のさらなる体制強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にあるインフォーマルサービスを含めた人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントを推進します。

(3)管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。 ● 民生委員・児童委員や福祉協力員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一躍を担います。 ● 地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域ネットワーク活動の活性化により、地域の身近な支援体制の整備を図ります。 ● 行政との連携を強化し、福祉や法律などの専門家による総合相談機能の充実を図ります。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌への掲載や出前講座の開催などにより、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報など、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、地域包括支援センター等、ワンストップ機能を持った相談窓口としての体制強化を図ります。 ● 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

管理目標	現状			目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度		
福祉課題を相談できる機関を「よく知っている」とする市民の割合	—	16.5%	⇒	30.0%
地域活動の中での専門機関との交流が「頻繁にある」とする市民の割合	—	7.1%	⇒	15.0%
専門機関との連携が「十分に取れている」とする市民の割合	—	13.3%	⇒	30.0%
民生委員・児童委員に「よく相談している」とする市民の割合	—	11.8%	⇒	20.0%
福祉の制度やサービスを必要とする人に情報が「十分に届いている」とする市民の割合	—	11.9%	⇒	30.0%
住民同士で福祉課題が「十分共有できている」とする市民の割合	—	12.9%	⇒	30.0%

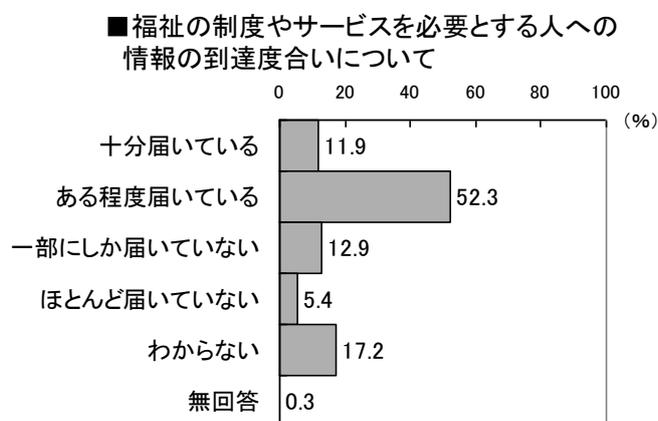
2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり

(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるための環境整備が必要です。しかし、実際には、事業者の優劣が分かりにくかったり、判断能力が不十分な人は利用できないなど、必ずしも利用しやすい環境が整っているとは言えません。

利用者本位という考え方からすれば、福祉サービスの種類だけでなく、サービスの質や事業者の経営内容についてもわかるような情報提供が必要です。

福祉力アンケートの結果によると、「福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い」で「十分に届いている」との回答は 11.9%しかありません。事業者アンケートの結果を



みると、「事業の第三者評価の実施と、その結果の地域住民への公開」「契約時の事前説明など、利用者に対する契約当事者としての説明」「苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備」に関する項目で、一部ですがあまり取り組んでいない事業者もあります。

現在、県と県社会福祉協議会が連携して、第三者評価を含めた福祉サービス評価システムの普及促進を図っています。今後は利用者が事業者ごとのサービスの質などを比較検討できるよう、事業者の積極的な情報提供をさらに促進する必要があります。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う、地域福祉権利擁護事業が県社会福祉協議会によって実施されています。今後も引き続き、この事業の普及・啓発を図り、利用促進に努めていく必要があります。

一方、利用後の苦情については、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、話し合い等で解決できない場合には県社会福祉協議会に設置されている「熊本県福祉サービス運営適性化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、市や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出を行うことが認められています。このような苦情解決体制が整備されていることを周知していくが重要です。

(2) 今後の取り組み

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を引き続き促すとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの苦情解決制度の周知を図り、適切なサービスの利用促進を図るとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

(3)管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有を図ります。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。 ● 入所契約時の事前説明など、契約当事者としての説明責任を果たします。 ● 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 県社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業に協力し、利用者と地域福祉権利擁護事業の支援員との連絡調整に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 ● 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

管 理 目 標	現 状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
地域福祉権利擁護事業の利用契約者数	14人	17人	25人
第三者評価を実施しているサービス事業者数	0	19	100.0%
福祉の制度やサービスを必要とする人に情報が「十分に届いている」とする市民の割合	—	11.9%	30.0%

基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

1 地域ぐるみで健康づくり

(1) 現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化や食生活及び生活様式の多様化が進展する現状では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。

健康づくりは本来極めて個人的なことからですが、健康づくりに関する勉強会や仲間の必要な運動など、地域ぐるみで取り組んだ方が長続きすることが多いようです。

事業者アンケートの結果をみると、健康づくりと密接に関わる医療・介護関係の事業者の中には「健康やリハビリテーションなど、専門的な情報の発信」に積極的に取り組んでいるところがありますが、「地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組み」については実践している事業者は少なくなっています。

今後は関係機関や事業者も含めて、地域で健康づくりの輪を広げていくことが、地域の活力源となり、地域福祉推進の大きな力になると思われます。

(2) 今後の取り組み

住民一人ひとりに加え関係機関や事業者も含めて、健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

(3)管理指標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践します。 ● 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康の増進・維持・回復、リハビリテーションなど、専門的な情報の発信を行います。 ● サービス利用者の健康増進はもとより、地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組みに努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康日本21の推進を通じ、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。 ● 健診などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援していきます。 ● 食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
日常生活において定期的に運動を行っている人の割合	—	47.5%	60.0%

2 介護予防の推進

(1) 現状と課題

年齢を重ねても生涯現役を目指し、住み慣れた地域の中で自立した生活をおくっていくこと

は誰もが願うことです。しかし、昨今の核家族化や生活様式の多様化が進む中で、健康や老後に不安を抱いている方が増加していることも確かです。

こういった不安を解消していくためには、各種教室や広報誌などで介護予防意識の啓発に努めるとともに、住民の主体的な介護予防活動の実践を促進することが大切です。本市では、介護予防教室(いきいき教室)のほか、ふれあいサロン活動がほとんどの行政区で行われています。今後は、介護予防を個人から集団へと展開していくことを目指して、行政や関係機関、事業者、民生委員・児童委員、老人クラブ、区長等が連携をさらに密にして、地域ぐるみで展開していくことにより、地域力や地域の福祉力をつけていくことが必要です。

なお、事業者アンケートの結果をみると、介護予防と密接に関わる医療・介護関係の事業者の中には「利用者や地域住民の自立に向けたセルフケアの支援」に取り組んでいるところがありますが、専門機関に期待される「介護予防など知識の伝達による住民意識の啓発」については実践している事業者は少なくなっています。

(2) 今後の取り組み

介護予防に関する知識の普及と介護予防意識の啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ、区長、関係事業者等が連携・協働し、行政区単位における介護予防活動の実践を促進することにより、地域の福祉力を充実します。

(3)管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民一人ひとりが、日々の生活の中で元気度を確認するとともに、地域においても見守り合います。 ● 地域で開催される介護予防教室（いきいき教室）などに積極的に参加します。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立に向けたセルフケアを支援していきます。 ● 介護予防に関する知識の伝達により、住民の意識の啓発に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。（再掲） ● ふれあいサロンを各地区の生きがいと健康づくりの拠点として捉え、サロン活動の支援に取り組みます。 ● ボランティアリーダーの養成などを行う中で、地域力の増強に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発に努めます。 ● 地域介護予防教室（いきいき教室）を行政区単位で実施していきます。 ● 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、住民の意識の啓発に努めます。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
ふれあいサロンの設置箇所数（再掲）	90か所	110か所	117か所
市行政区数に対するふれあいサロンの設置割合（再掲）	76.9%	94.0%	100.0%
市高齢者人口に占める介護保険の要支援・要介護認定率	17.5%	19.8%	19.0%
市高齢者人口に占めるいきいき教室・体力アップ教室の参加者数の割合	44.2%	38.0%	45.0%

3 生きがい活動の促進

(1) 現状と課題

長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題となっています。

こうした課題を多くの市民が抱える中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を育む環境を、地域社会の中でいかに整えていくかが地域福祉を推進する上での必要条件となってきています。また、少子高齢社会を支える人材が不足する中、ボランティアなどのインフォーマルサービスに対するニーズが増加してきており、ボランティア活動などに生きがいを見出す人々への期待も高まっています。

生きがいづくりは、保健・医療・福祉の範囲を超える大きな課題であることから、市民の「生きがい」活動を促進するため、市(行政)各部門間の連携はもちろんのこと、市民や福祉事業者等とも連携・協働していく必要があります。

なお、事業者アンケートの結果をみると、市民の生きがいづくりの課題に直面することが多い医療・介護関係の事業者の中では「サービス提供機会を通じた利用者の生きがいやニーズの把握と、地域の様々な活動につながる情報提供」に取り組んでいるところが多くなっています。

(2) 今後の取り組み

市民が自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習や就労、ボランティア活動など、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動をはじめとする地域を担い支える人材の確保を図ります。

(3)管理指標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。 ● 自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。(再掲) ● ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。(再掲)
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に参加する機会を充実させるとともに、市民が生きがいを持って活動できる市民活動を促進します。 ● 障がい者の福祉的就労や一般就労に向けての支援を行います。 ● 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。 ● 生きがいづくりの視点から、市民自らの意思に基づく公益活動を支援し、地域福祉活動の推進役を養成します。

管 理 目 標	現 状		目 標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
シルバー人材センター登録者数	—	30人	120人

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

(1) 現状と課題

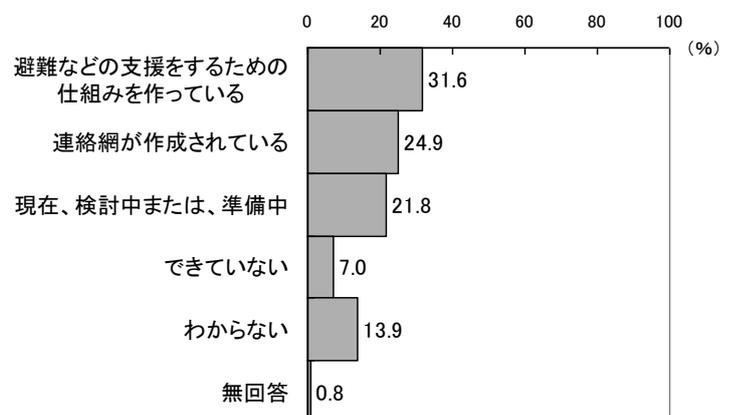
近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生しています。本市も例外ではなく24年7月の九州北部豪雨災害で深刻な状況に陥り、防災の機運はこれまでにないほど高まっています。災害時要援護者と言われる高齢者、障がい者、子ども等の市民は、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、特別な備えを必要とする人々がいるという視点での対策も急務となっています。

本市では、第1次阿蘇市地域福祉計画と同様に、地域福祉計画の策定と同時に、災害時要援護者の避難態勢整備を図るため、「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」を策定。この全体計画に基づいて、地域の災害時要援護者の把握とその避難支援のための個別計画の見直し及び策定を進めます。

個別計画の策定にあたっては、それぞれの要援護者ごとにその避難を支援する人を定めることとなります。個別計画策定対象の800人に対し、24年度現在の実績は664人、目標達成率は83%となっています。仮に個別計画がない状態の人でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるしくみを整えておくことが重要です。

福祉力アンケートの結果によると、「災害など緊急時の要援護者への対応」で「現在、検討中または準備中」と「できていない」を合わせた割合が30%近くを占めています。対応が進ん

■ 災害など緊急時の要援護者への対応について



でいる地域とそうでない地域があり、進んでいない地域での対応を急ぐ必要があります。

(2) 今後の取り組み

「阿蘇市防災計画」や「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、地域における相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の近所付き合いの名かから、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ● 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時要援護者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者避難支援計画の個別計画の策定に積極的に協力します。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。 ● 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 ● 小地域ネットワーク活動の進展を図り、近隣住民による災害時要援護者への支援にも取り組みます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に市民に正確な情報を提供する体制を整備します。 ● 災害時要援護者避難支援計画に関する制度を周知するため、広報誌への掲載や説明会の開催などを行い、個別計画の作成を促進します。 ● 防災訓練時に災害時要援護者の参加を得ることで、実践的、効果的な防災対策を講じます。

管 理 目 標	現 状		⇒	目 標
	平成19年度	平成24年度		(平成30年度)
災害時要援護者避難支援個別計画策定人数	0人	664人	⇒	800人
緊急通報装置設置件数	148件	138件	⇒	150件
地域で「要援護者の避難などの支援をするための仕組みをつくっている」とする市民の割合	—	31.6%	⇒	50.0%

2 地域ぐるみで防犯活動

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが増えてきています。犯罪の件数増加、凶悪化、巧妙化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こういった地域社会のあり方と無縁ではありません。また、善良な市民を狙う悪質で巧妙な犯罪も増加しており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化していることを再認識する必要があります。

凶悪化、多様化、巧妙化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、地域での日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

前計画で目標設定していた悪徳商法等による被害防止を目的とした小地域ネットワーク活動に取り組んでいる行政区数は80地区でしたが、24年度現在で107地区となっています。24年度には民生委員を対象に「消費生活見守りネットワーク推進員養成研修会」を4回開催し、年度末までにすべての民生委員へ資格者証を交付します。このことにより、117行政区すべてに同ネットワーク推進員が配置されたことになり、今後は地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討していく必要があります。

(2) 今後の取り組み

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

(3) 管理指標と目標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 ● 犯罪の特徴や発生か所、さらには不審者の情報など、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。 ● 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯など、防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。 ● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ● 発生か所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
悪徳商法等による被害防止を目的とした小地域ネットワーク活動に取り組んでいる行政区の数	35地区	107地区	117地区

3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

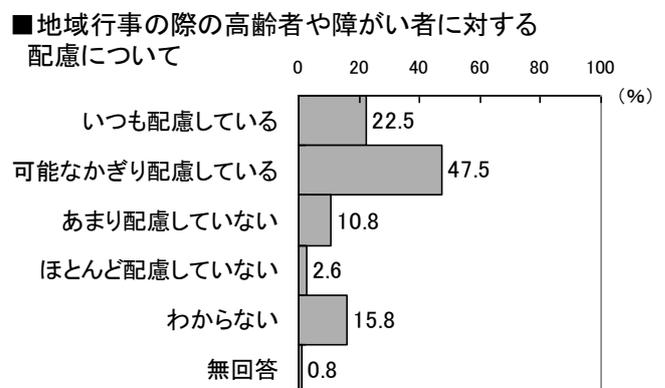
(1) 現状と課題

障がい者や高齢者、子どもが安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることです。こういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が全国的な広がりをみせています。

21世紀の少子高齢社会におけるこれからのまちづくりでは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去(バリアフリー)するだけにとどまらず、障がい者や高齢者などに配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

このような福祉のまちづくりの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民や事業者などの理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるという市民の認識を深めていく必要があります。

福祉力アンケートの結果によると、「地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮」で「いつも配慮している」は22.5%となっています。事業者アンケートの結果をみると、医療・介護関係の事業者の中では「サービス利用者などの居宅内外での危険箇所やバリアのチェックと助言」や「居宅改修などに際し、専門的な見地からの生活しやすい環境づくりの助言」に取り組んでいるところが比較的多くなっています。



(2) 今後の取り組み

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な方への外出支援の輪を広げていきます。

(3) 管理指標

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げます。 ● 学校や商店会などと連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。 ● 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪は絶対にしません。
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用者などの居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険か所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。 ● 居宅改修などに際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や会議、広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ● 移動支援サービスなど、外出支援のしくみが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか見当し、施策の充実を図ります。

管理目標	現状		目標 (平成30年度)
	平成19年度	平成24年度	
障害福祉サービスの移動支援事業利用者数	7人	12人	20人

第4章 計画の実現のために

1 計画実現に関する提案（事業者アンケートより）

(1) 市及び行政の役割とあり方

①医療・介護関係事業者より

～地域福祉推進のリーダー的な役割～

医療施設と介護サービス事業、地域住民との連携推進、縦割りではない総合的な視野での地域福祉の中心的な役割、災害時に備えた日常的な状況把握と行動計画の策定、地域福祉に関する情報発信、福祉計画の取り組み内容や数値目標の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のリーダー的な役割が求められています。

②障がい者関係事業者より

～横断的な対応と情報統合ネットワーク構築、広報周知～

身近な場所で何でも相談できる体制づくり、縦割り対応から横断的な対応ができる情報の統合ネットワークづくり、地域福祉計画の内容を市民に対して具体的に分かりやすく提示すること、インターネットや広報あそ等で周知することが求められています。

③幼稚園・保育園関係事業所より

～独自の支援体制構築と人材育成、他市町村の状況把握～

市独自の支援体制の構築、保育士確保のための情報提供と人材育成、他市町村の状況を調査し福祉の地域格差が生まれないようにすること、施設が離れている地域での移動手段の確保などが求められています。

(2) 社会福祉協議会の役割とあり方

① 医療・介護関係事業者より

～横のつながりを支援する中核的な組織～

在宅や施設とのボランティアの橋渡し、他職種間と地域住民を対象とした勉強会や話し合いの場など、在宅福祉やインフォーマルサービス、ボランティアなど横のつながりを支援する中核的な組織としての役割が求められています。

② 障がい者関係事業者より

～人材の確保と育成、事業者と市民との橋渡し役～

小地域ネットワークでの障がい者の確認、支え合いサポーターの養成など身近にいる安心できる人材の確保、ボランティア活動ができる若者の育成、障がい者の方が利用できるサービスの働きかけと情報提供、権利擁護事業の対象となっていない入院患者への対応など、市民との橋渡し役としての役割が求められています。

③ 幼稚園・保育園関係事業所より

～福祉団体の連携・育成、困窮者への援助など～

幼稚園、保育園の実態をよく把握すること、福祉団体の連携・育成・困窮者への援助など社協でしかできない役割を果たすことが求められています。

(3)事業者等の役割とあり方

①医療・介護関係事業者より

～地域との積極的な交流、人材育成、地元事業者としてサービス提供

～

地元イベント、老人会などへの参加など地域との積極的な交流、事業者間の相互連携、事業所のサービスや活動についての地域住民の理解促進、ボランティアの積極的な受け入れと福祉従事者の人材育成、地元の事業者しかできないタイムリーで細やかなサービスの提供などが記述されています。

②障がい者関係事業者より

～地域との積極的な交流、障がい者の理解促進、社協等との連携強化

～

行政区の行事などへの積極的な参加、地域住民の障がい者に対する理解促進など地域の中へ積極的に入っていく取り組み、災害時の避難場所の確認と防災意識を高めること、社協及び関連機関との連携を強化し福祉サービスの向上を図ること、障がい者の声に耳と心を傾け誠実に対応することなどが記述されています。

③幼稚園・保育園関係事業所より

～地域のニーズに応える事業の推進～

余裕のある支援体制が整うまで職員の努力に頼る以外ない、地域のニーズに応える事業の推進、子どもたちそれぞれの環境に合わせ保育ができるよう努力などが記述されています。

(4)地域住民の役割とあり方

①医療・介護関係事業者より

～積極的に福祉に関わる地域づくりの担い手～

地域住民同士の交流促進、行政まかせではない隣近所で助け合う自立した

活動、個人情報にこだわらない情報の共有などが求められています。また、高齢者や障がい者施策、認知症などに関心を持ち、積極的に福祉に関わっていく地域づくりの担い手としての役割も期待されています。

②障がい者関係事業者より

～障がいの特性の理解と人格の尊重、障がい者との交流～

障がいの特性を理解し対等に受け入れ人格を尊重すること、障がい者といっしょにイベントなどを行い、コミュニケーションを図ることなどが期待されています。

③幼稚園・保育園関係事業所より

～地域での子育て意識を高める～

それぞれできることを地域福祉の理解と実現のために協力、さまざまな活動を通じた地域での子育て意識を高めることが期待されています。

2 計画実現のための役割と取り組み

①市及び行政の役割と取り組み

地域住民や関係機関等との連携推進、総合的な視野での地域福祉推進のための取り組みの計画と実践、計画の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取り組みとしては、横断的な対応が可能な情報の収集及び統合を行う仕組みづくり、インターネットや広報誌などを通じた周知、人材育成の促進、市独自の支援体制を構築していくための調査研究等に力を入れるとともに、下記の取り組みを重点的に推進します。

■計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市広報誌や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々

の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

■関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっていることから、福祉課が中心となり、庁内関係部門との連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中核的な担い手である市社会福祉協議会との連携をさらに密にするとともに、行政区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉推進に努め、「阿蘇やまびこネットワーク」の構築を支援します。

■計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策や取り組みの見直しを行います。

②市社会福祉協議会の役割と取り組み

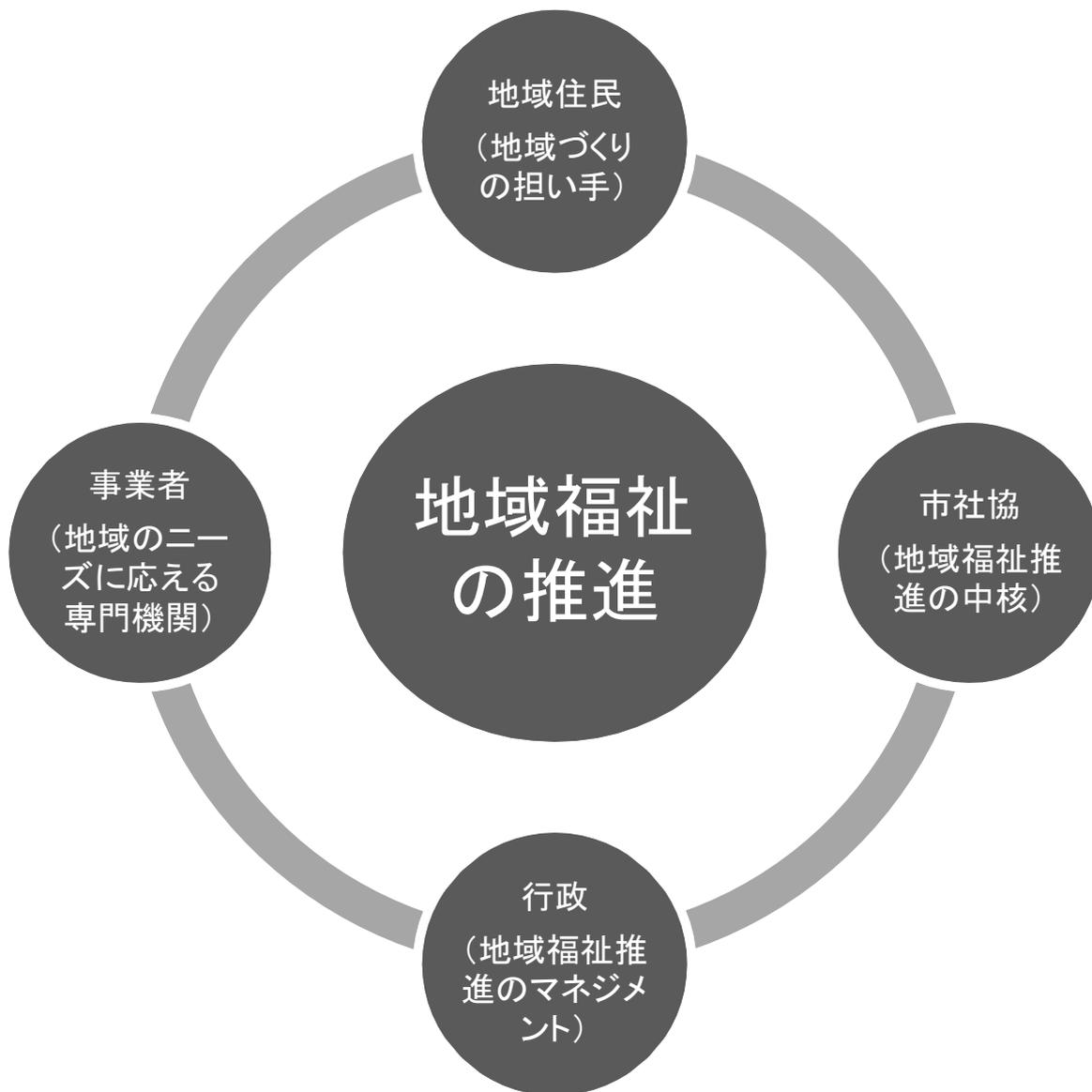
事業者と市民との連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、困窮者等への援助など、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たします。

③地域福祉推進関連事業者に期待される役割と取り組み

医療・介護、障がい者福祉、子育て支援など地域のニーズに応える専門機関として、情報やサービスの提供、地域との積極的な交流、人材育成等に取り組みます。

④地域住民に期待される役割と取り組み

積極的に地域福祉に関わる地域づくりの担い手として、隣近所で助け合う自立した活動や地域の高齢者、障がい者、子ども等との交流、支援を必要とする市民の理解促進などに努めます。



第2部 阿蘇市災害時要援護者 避難支援計画

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

2012年7月に発生し、本市に甚大な被害を及ぼした九州北部豪雨など、近年頻繁に発生している局地的集中豪雨による風水害及び東日本大震災を代表とする大地震等、迅速な避難や救護が必要な災害においては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の逃げ遅れや避難場所でのストレスにより深刻な被害を受けるケースがあります。

災害時には、自らのことは自ら守ることが必要ですが要援護者の避難支援は、自助・地域(近隣)の共助を基本とする必要があります。

災害から要援護者を守るためには、行政や住民がそれぞれの役割を理解し、連携する支援体制をあらかじめ整え、それを実行しなければなりません。

この計画は、国が平成18年3月に定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を定め、市が保有する情報を地域へ提供する方法や支援者等の役割を明確にしながらか災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制を整備し、地域の安全・安心を図ることを目的とします。

災害要援護者とは(災害時要援護者の避難支援ガイドラインから抜粋)

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は、新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要に応じて必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

2 情報の共有

災害時要援護者支援にあたり、市は災害時要援護者のうち本人から同意を得られている対象者の個人情報自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署、社会福祉協議会及び個々に支援を行う人に提供し、この個人情報をもとに支援体制を整備します。

また、市と情報の提供を受けた各種機関等は、災害時に備え、日頃から連携を図ります。

3 計画の対象となる災害時要援護者

この計画において、対象とする災害時要援護者は、原則として在宅の方で、災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な全ての住民を対象とします。

避難支援計画の作成には、その対象となる災害時要援護者を特定することが前提となりますので、市では、次に掲げる方々について、優先的に把握を進めます。

また、これに該当しない方についても、様々な状況により本人の家族からの申し出等があった場合は、柔軟に対応します。

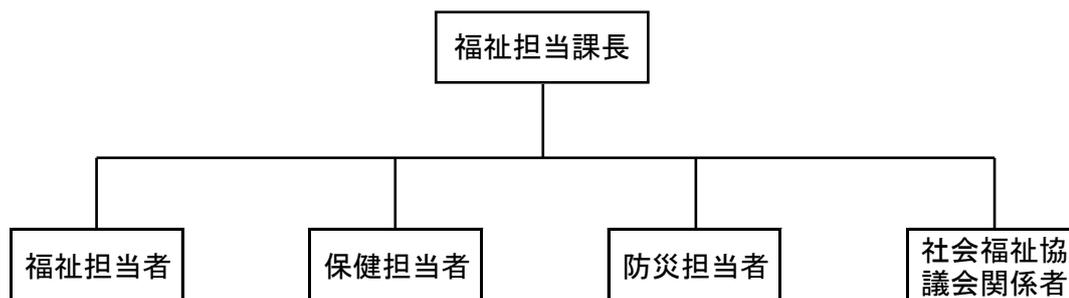
- (1) 介護保険法に基づく要介護認定結果が、要介護3(立ち上がりや歩行などが自力でできない等の重度の介護を要する状態)以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳(知的障がい者福祉手帳)の交付を受けている者で、障がいの程度がA判定の者
- (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級の者
- (5) 高齢者(一人暮らし、寝たきり、認知症のいずれかの者、高齢者のみの世帯及びこれに順ずる者)
- (6) その他災害時において支援を必要とする者

第2章 災害予防対策(平常時の対策)

1 災害時要援護者支援班

- (1) 構成 福祉課長、福祉担当者、保健担当者、防災担当で構成し、社会福祉協議会関係者もこれに参加します。
- (2) 業務 要援護者情報共有化のための情報整備、避難支援計画の策定(個別計画)、要援護者等への支援情報の確認など。

災害時要援護者支援班



2 避難準備情報

市は、防災無線、お知らせ端末などで災害の状況を市民へ周知し、避難勧告発令時の混乱が避けられるよう、事前に避難経路・避難場所などの情報提供に努めます。

3 災害時要援護者避難対策会議

市は、消防本部、災害時要援護者支援班、避難支援者等により、要援護者本人が同意したものとの間で平時から登録情報を共有し、又は登録者の避難のための支援策の検討を行うため避難対策会議を開くものとします。

4 対象者（災害時要援護者）の把握

(1)情報の収集

市では、平常時から災害時要援護者に対する民生委員・児童委員による見守りや相談・支援活動などによる情報を踏まえたうえで、次の方式を利用しながら災害時要援護者の把握に努めます。

①手上げ方式

市は、広報誌、ホームページ、お知らせ端末などを利用して制度を周知し、自ら災害時要援護者登録名簿への登載を希望した方について、情報を収集します。

②同意方式

市は、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力により、災害時要援護者名簿への登載を働きかけることで、支援が必要な災害時要援護者の情報を収集します。

5 災害時要援護者支援対策に関する市民への理解の促進

市は避難支援計画の策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、福祉関係担当者、保健関係担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者の理解と協力を深める取り組みをすすめる、地域住民に対し繰り返し説明する機会を設け、制度の周知や理解作りに取り組みます。

第3章 災害時要援護者避難支援計画(個別計画)

1 避難支援計画(個別計画)の策定

災害発生時の要援護者に対する安否確認及び避難誘導などにおいては、自助及び地域での共助による取り組みが重要となります。

そこで、要援護者一人ひとりに対する個別計画を作成し、平常時より地域の方々々と共有することにより、地域での支援体制づくりに努めます。

(1) 避難支援計画(個別計画)の策定

市は支援の対象となる要援護者とともに個別計画を策定します。避難支援計画書は、要援護者本人、避難支援者の同意をもって策定します。

(2) 避難支援計画(個別計画)の内容

個別計画において把握する内容は、別紙様式1「避難支援個別計画兼同意書」のとおりとします。

様式については、災害時要援護者本人が記入し、提出することを原則としますが、本人の記入及び提出が困難な場合は、家族等による提出も可能とします。

(3) 避難支援者の定め方

避難支援者は、原則として、災害時要援護者が指定した方としますが、要援護者の同意を得た場合には、自主防災組織、民生委員、消防団、福祉関係機関及び団体の取り組みを生かし、地域からの積み上げ方式により避難支援者を定めることも可能とします。

(4) 個別計画の共有

個別計画は、災害時における安否確認や避難支援等に活用するため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、避難支援者などの関係機関と共有します。

また、避難支援者とは、普段からの見守りや災害が発生しそうな場合及び発

生した時に、災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方をいい、個別計画の中で、要援護者が指定する方のことをいいます。ただし、支援に関し、責任を伴うものではありません。

(5) 避難支援計画(個別計画)の更新

市は適宜確認作業を実施しつつ、登録情報の更新を行います。また、各種災害や避難についての要援護者の理解を深める取り組みを進めます。

社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体などの福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携し、登録情報の更新、要援護者等の理解促進を進めます。

(6) 避難支援計画(個別計画)の管理

市は、収集した情報を災害時の利便性を考慮し、地図情報システムと連動した災害時要援護者支援システムに登録し、紙媒体及び電子データで登録台帳を管理します。また、情報の漏えいや改ざん防止のため、自主防災組織などの関係機関へは、紙媒体での提供とします。

ただし、地域福祉活動計画の実施団体である社会福祉協議会については、ネットワーク活動による要援護者の把握のため、オンラインによる電子データでの提供も可能とします。

(7) 情報の守秘義務

① 個人情報共有する関係者等は、情報を災害時要援護者の避難支援以外の目的で使用することはできません。また、共有により知り得た情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた場合も同様とします。

② 個別計画を共有する自主防災組織等は、誓約書等の提出に基づき、守秘義務の徹底を図ります。

第4章 災害応急対策(発災時の対策)

1 情報伝達

あらかじめ定めた判断基準に基づき、避難準備情報を発信します。この際、人的手段として自主防災組織などの支援体制を活用し支援します。

2 避難誘導

避難支援計画策定時に要援護者と避難支援者、市、消防、自主防災組織、福祉関係者、医療機関などが詳細な誘導計画作成を図ります。

3 安否確認

災害時要援護者支援班は避難用勧告地区の要援護者の避難状況を把握するとともに、併せて安否確認を行うこととします。

第5章 避難所

1 避難所の整備

避難所については、必要に応じて可能な限り、建物の耐震化やスロープを設置するなどのバリアフリー化、あるいは停電等の事態に備えた熱源の多元化に努めることとします。

2 物資の備蓄・受入・保管

災害発生に備え生活必需品については日本赤十字社の救援物資と共に備蓄し、台帳等を整備し常に保管状況を確認します。

また、避難所への生活必需品等の搬送についても、十分な対策を講じるものとします。

3 情報伝達体制の確保

(1) 災害発生または危険な場合(大雨警報、警戒水位超過、土砂災害)、防災無線で放送します。耳の不自由な方へは防災メール配信を行います。

(2) 自主避難場所、避難場所の伝達

災害発生の危険性が低い場合は、一の宮保健センター、内牧の農村環境改善センター、波野の保健福祉センターを自主避難場所として設置します。

災害発生の危険性が高い場合・災害発生した場合は、指定場所(災害の状況により指定)を避難場所として設置します。避難場所を開設した場合は直ちに防災無線などで放送します。

4 生活支援

避難場所においては、食事の提供、健康管理などを行い、必要な資機材（車いす等）の準備も行います。また、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供などを実施します。

5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者への支援

要援護者の第二次避難を要請する場合は考えられるため、福祉関係施設・医療機関施設などの関係者と受け入れ体制の協議を行います。

第6章 災害時要援護者自身の備え

1 隣近所や各種団体との連携

- (1) 消防団・民生委員・防災組織のリーダーが誰であるかを把握し、連絡方法を準備する必要があります。
- (2) 地域の各種団体と日頃から積極的に交流し、災害発生時の協力が得られやすい環境を作る必要があります。

2 必要な支援内容の伝達

災害発生時には自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記述しておき、援助が必要なときはいつでも渡せるようにしておきます。

3 避難経路の確認

要援護者避難誘導については、地域の実情を把握し、日頃から最寄の避難場所を確かめ、避難所までのより安全と考えられるルートを地図などで確認しておくことが必要です。

4 非常用持ち出し品などの準備

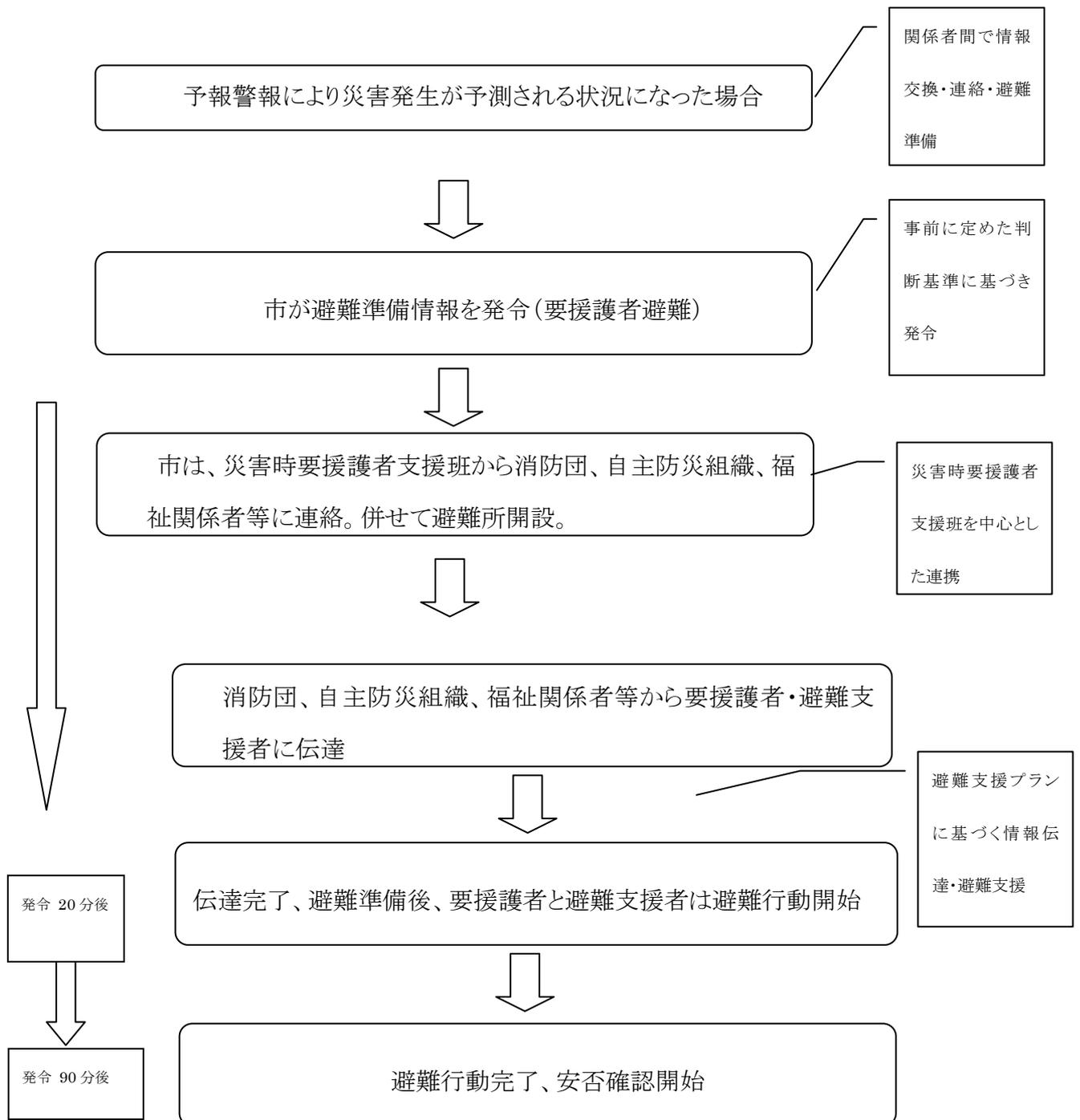
日頃から、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、医薬品などを用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておくこととします。

5 外出時の備え・家屋の安全対策

災害発生時には周囲の環境が普段と異なるため、より一層周囲の援助が必要となります。災害時、周囲の人に速やかに協力を依頼できるよう日頃から準備をしておくことが大切です。また、普段から家屋の耐震改修、家具の転倒防止措置や割れたときの飛散防止のため窓ガラスの内側にフィルムを張っておくなどの措置を講じておく必要があります。

災害時における対応イメージ

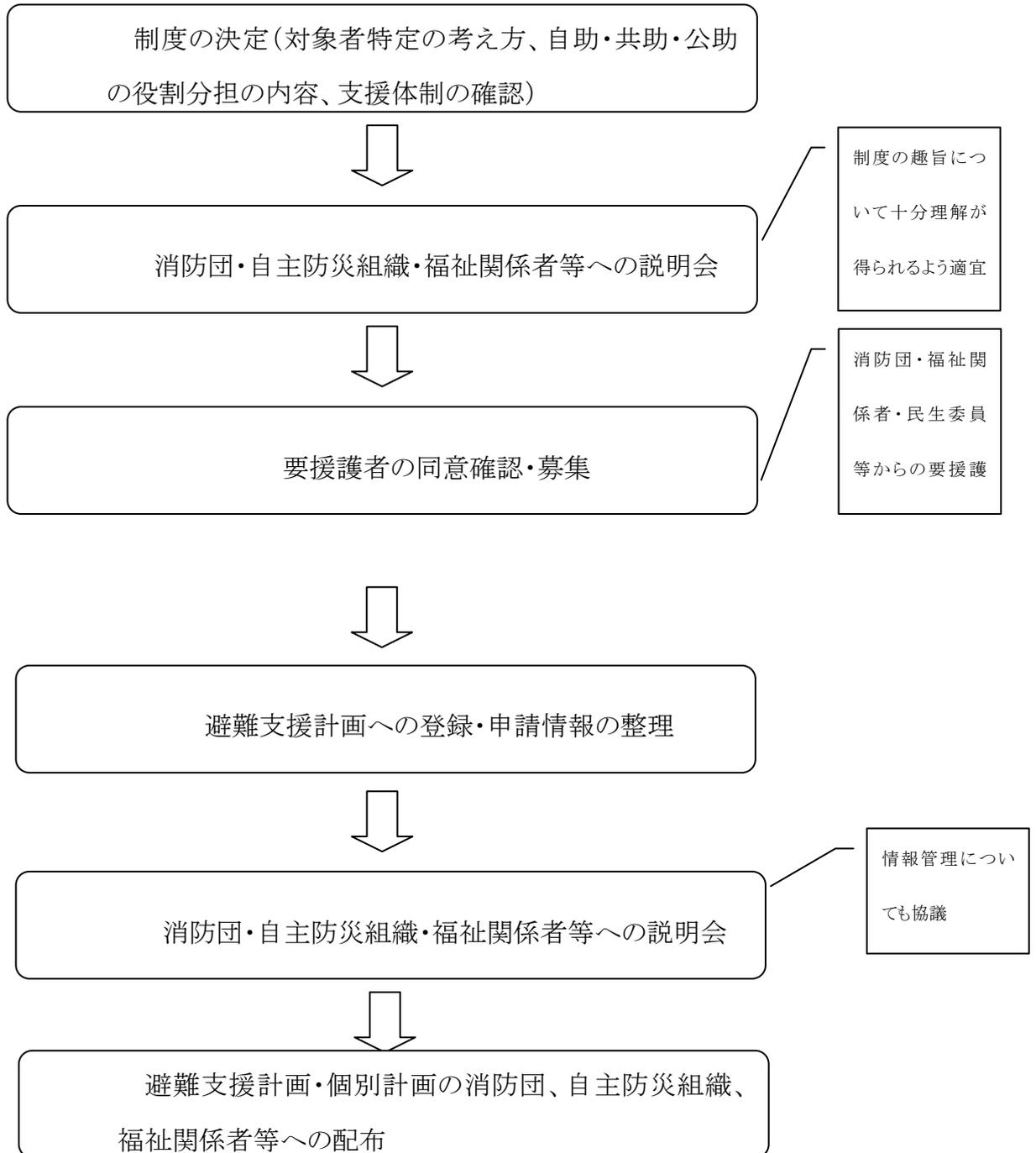
[避難準備(要援護者避難)情報発令の場合]



※目標時間は情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所までのアクセス状況等によって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取り組みが重要となる。

避難支援計画の策定手順

(手上げ方式・同意方式)



以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう説明会を適宜実施する。

避難支援個別計画兼同意書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

私は災害時要援護者支援計画の趣旨に賛同し、登録することを希望します。
また、私が届け出た下記個人情報を市が消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉関係者、消防署、警察署、医療機関に提出することを承諾します。

		区 分		新規		更新	
行政区		支援者		TEL			
災害時要援護者 〈高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障がい者・その他（ ）〉							
住 所				TEL			
氏 名	印		男・女	生年月日			
緊急時の家族等の連絡先							
氏 名		続柄（ ）	住所		TEL		
氏 名		続柄（ ）	住所		TEL		
家族構成・同居状況等							
特記事項（肢体不自由の状況・認知症の有無・必要な支援）							
避難支援者							
氏 名		続柄（ ）	住所		TEL		
氏 名		続柄（ ）	住所		TEL		
サービス事業所							
緊急時医療機関							
その他（避難場所・注意事項）							

肢体不自由の状
況・認知症の有
無・必要な支援